資　料　編

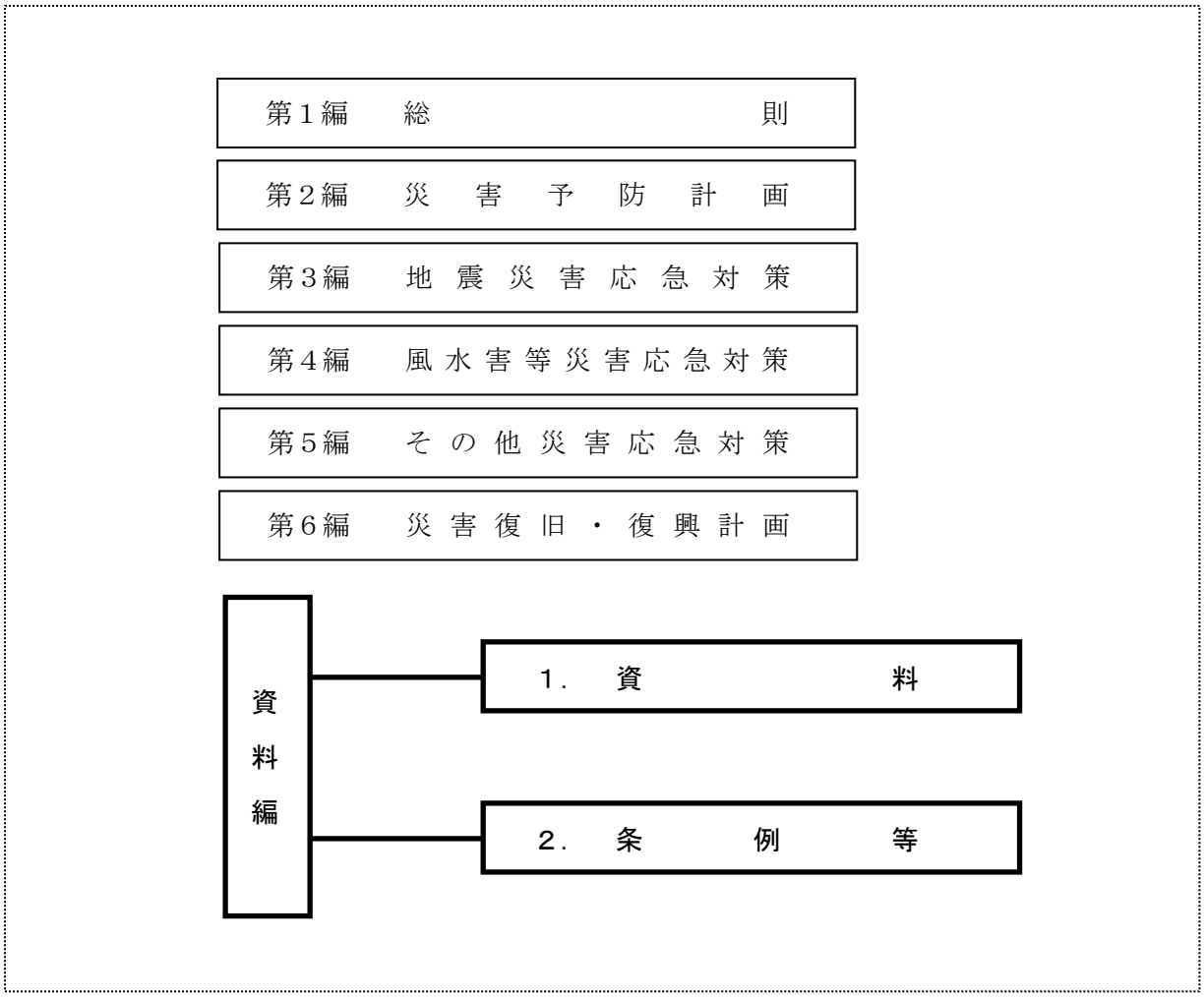

１．資料 …… 資－１
２．条例等 …… 資－58

１．資料

資料１－１　近畿地方における主な地震災害

発生年月日 ※()内は日本暦	名称または 震央の地名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震央 東経　北緯	震災地 平均半径	府域の震度 推定を含む	震央距離 (km)	被害の概要
887.8.26 (仁和 3.7.30)	南海道沖	8.6	135.3°33.0°	230	—	190	山城摂津以下五畿七道、京都の家屋転倒し、所々に津波襲来し、とくに摂津口において最もはなはだしく溺死者あり、京都では圧死者が多数あった
938.5.22 (天慶元.4.15)	山城大和	6.9	135.8°34.8°	—	—	30	京都の屋舎多く転倒し死者多数あった
1185.8.13 (文治元.7.9)	近江大和	7.4	136.1°35.3°	—	—	90	山城、近江、美濃、伯耆に被害、とくに京都は地裂け、陥没し、寺舎などの転倒、宇治橋がおちる
1361.8.3 (正平 16.6.24)	南海道沖	8.4	135.0°33.0°	195	—	190	四天王寺倒壊、難波浦において津波による死者数百名
1510.9.21 (永正 7.8.8)	摂津河内	6.7	135.7°34.6°	28	—	20	河内葛井寺、その他 21 社倒壊 人家の被害多数
1579.2.25 (天正 7.1.20)	摂津	6.2	135.5°34.7°	—	—	5	四天王寺の烏居崩壊
1586.1.18 (天正 13.11.29)	美濃	7.9	136.8°36.0°	—	—	190	美濃、尾張、伊勢、山城、摂津、大和などに被害がでた
1596.9.5 (文禄元年閏 7.13) (慶長元年)	京都及び畿内 (伏見地震)	7.0	135.7°34.8°	40	4	30	淀川筋における最大の地震 京都では三条以南に被害が集中し、伏見は激甚であった 堺で死者 600 人、大阪も人家被害多数
1662.6.16 (寛文 2.5.1)	琵琶湖西岸	7.6	136.0°35.3°	82	5	80	被害は琵琶湖の周囲に多く集中し、江州一国にて民家約 1,600 軒倒れ、約 400 人が死んだ 京都では倒壊家屋数千軒、圧死者 200 人 高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者
1707.10.28 (宝永 4.10.4)	宝永地震	8.4	135.9°33.2°	195	6	180	東は遠江、駿河から西は豊後、日向地方までゆすり、津波によって多大な被害をみた 大阪で民家 600 軒倒れ死者約 750 人、他に津波により死者多数、船舶被害 1,300、落橋 50
1830.8.19 (天保元.7.2)	京都	6.4	135.7°35.0°	—	—	40	京都で死者 280 名、負傷約 1,300 名を数えたほか、丹波亀山、大津などで被害があった
1854.7.9 (安政元.6.15)	伊賀上野	6.9	136.2°34.8°	—	—	70	伊勢四日市で死者 800、伊賀上野壊滅、奈良市で死者 284 名、潰家 800 軒、大阪でも相当な震度があった
1854.12.23 (安政元.11.4)	安政東海地震	8.4	137.8°34.1°	—	5	220	伊勢、三河、若狭越前、土佐、伊豆などに被害はおよび全国で倒壊流出家屋約 8,300、焼失 300、死者 1,000 大阪においては倒壊約 200 軒
1854.12.24 (安政元.11.5)	安政南海地震	8.4	135.0°33.0°	195	5～6	150	被害は、南海、西海、山陽、山陰におよび高知にては焼失 2,500 戸、徳島においても 1,000 戸 大阪では、御堂筋から西部に大きな被害 津波による死者多数、船舶被害 1,800、落橋 10 カ所

資　料　編

１．資料

発生年月日 ※()内は日本暦	名称または 震央の地名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震央 東経　北緯	震災地 平均半径	府域の震度 推定を含む	震央距離 (km)	被害の概要
1891.10.28 (明治24.10.28)	濃尾地震	8.0	136.6°　35.6°	195	5	150	日本の内陸地震では最大 全国で死者7,273、負傷者17,175、家屋全壊142,177 大阪では死者24、負偽者94、全壊1,011、半壊708
1899.3.7 (明治 32.3.7)	紀伊大和	7.0	136.1°　34.1°	—	4	70	大阪市内砲兵工廠、小学校等損傷
1927.3.7 (昭和 2.3.7)	北丹後地震	7.3	135.2°　35.5°	—	4	110	京都府下で最大の被害を出し、死者2,881、全壊4,899、全焼2,019 大阪では死者21、負傷者126、全懐127、半壊117
1936.2.21 (昭和 11.2.21)	河内大和地震	6.4	135.7°　35.6°	—	4～5	25	大阪で死者8人、負傷者52人、全壊18、半壊89 大和川流域沿いでは泥水の噴出をみたところが多い
1944.12.7 (昭和19.12.7)	東南海地震	7.9	136.6°　33.8°	—	4	130	静岡、愛知、三重の3県の被害は甚大 大阪市内では死者6人、負傷者120人 全壊122、半壊（小破を含む）2500
1946.12.21 (昭和21.12.21)	南海地震	8.0	135.6°　33.0°	—	4	185	震害は、四国、九州、近畿、中国及び中部地方の一部にいたり、死者1,330、全壊9,000、半壊約20,000 津波によっても大きな被害を与えた 大阪では死者32人、負傷者46人、全壊261、半壊217
1952.7.18 (昭和27.7.18)	吉野地震	6.8	135.8°　34.5°	—	4	30	奈良、大阪、京都等で被害 大阪では死者2人、負傷者75人、全壊9、半壊7
1995.1.17 (平成 7.1.17)	兵庫県南部地震	7.3	135.0°　34.6°	—	4	50	全体　死者6,433人､行方不明3人、負傷者43,792人 全懐　104,906　棟、半壊144,274棟 府内　死者31人、負傷者3,589人 全壊895棟、半壊、72,232棟 町内　負傷者8人（重傷3、軽傷5） 半壊1棟、一部破損185棟 公共施設16棟、その他建物17棟一部破損 都市直下地震　兵庫県の一部に震度7

注：震央距離とは大阪市を基準とした距離

資料１－２　大阪府における主な地震災害

発生年月日 ※()内は日本暦	名称または 震央の地名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震央 東経　北緯	震災地 平均半径	府域の震度 推定を含む	震央距離 (km)	被害の概要
887.8.26 (仁和 3.7.30)	南海道沖	8.6	135.3°　33.0°	230	—	190	津波による死者多数
1361.8.3 (正平 16.6.24)	南海道沖	8.4	135.0°　33.0°	195	—	190	四天王寺倒懐、津波による死者数百名
1510.9.21 (永正 7.8.8)	摂津河内	6.7	135.7°　34.6°	28	—	20	河内葛井寺、その他 21 社倒壊 人家の被害多数
1579.2.25 (天正 7.1.20)	摂津	6.2	135.5°　34.7°	—	—	5	四天王寺の鳥居崩壊
1596.9.5 (文禄元年閏 7.13 (慶長元 年))	京都及び畿内 (伏見地震)	7.0	135.7°　34.8°	40	4	30	堺で死者 600 人、大阪も人家被害多数
1662.6.16 (寛文 2.5.1)	琵琶湖西岸	7.6	136.0°　35.3°	82	5	80	高槻城、岸和田城破損、大阪で若干の死者
1707.10.28 (宝永 4.10.4)	宝永地震	8.4	135.9°　33.2°	195	6	180	大阪で死者約 740 人、他に津波により死者多数、船舶被害 1,300、落橋 50
1854.12.23 (安政元.11.4)	安政東海地震	8.4	137.8°　34.1°	—	5	220	大阪で倒壊 200 軒
1854.12.24 (安政元.11.5)	安政南海地震	8.4	135.6°　33.2°	195	5～6	150	津波による死者多数、船舶被害 1,800、落橋 10 箇所
1891.10.28 (明治 24.10.28)	濃尾地震	8.4	136.6°　35.6°	195	5	150	死者 24 人、負傷者 94 人、全壊 1,011 戸、半壊 708 戸
1899.3.7 (明治 32.3.7)	紀伊大和	7.6	136.0°　34.2°	—	4	70	大阪市内砲兵工廠、内平野小学校等損傷
1927.3.7 (昭和 2.3.7)	北丹後地震	7.5	135.1°　35.6°	—	4	110	死者 21 人、負傷者 126 人、全壊 127 戸、半壊 117 戸
1936.2.21 (昭和 11.2.21)	河内大和地震	6.4	135.7°　34.5°		4～5	25	死者 8 人、負傷者 52 人、全壊 18 戸、半壊 89 戸
1944.12.7 (昭和 19.12.7)	東南海地震	8.0	136.2°　33.7°	—	4	130	大阪市内で死者 6 人、負傷者 120 人 全壊 122 戸、半壊（小破を含む）2,500 戸
1946.12.21 (昭和 21.12.21)	南海地震	8.1	135.6°　33.0°	—	4	185	死者 32 人、負傷者 46 人、全壊 261、半壊 217
1952.7.18 (昭和 27.7.18)	吉野地震	7.0	135.8°　34.5°	—	4	30	死者 2 人、負傷者 75 人、全壊 9 戸、半壊 7 戸
1995.1.17 (平成 7.1.17)	兵庫県南部地震	7.3	135.0°　34.4°	—	4	50	全体　死者 6,433 人、行方不明 3 人、負傷者 43,792 人 全壊 104,906 棟、半壊 144,274 棟 府内　死者 31 人、負傷者 3,589 人 全壊 895 棟、半壊、72,232 棟 町内　負傷者 8 人（重傷 3、軽傷 5） 半壊 1 棟、一部破損 185 棟 公共施設 16 棟、その他建物 17 棟一部破損 都市直下地震　兵庫県の一部に震度 7
2018.6.18 (平成 30.6.18)	大阪府北部の地震	6.1 (暫定 値)	大阪北部	—	最大震度 6 弱	－	府内　死者 5 人、負傷者 369 人 全壊 17 棟、半壊、510 棟 一部損壊 54,940 棟 町内　一部損壊 125 棟 ※:平成 30 年 10 月 15 日　10 時 00 分現在:大阪府危機管理室災害対策課調べ

注：震央距離とは大阪市を基準とした距離

資料１－３　阪神・淡路大震災における被害状況

町　　名	住居半壊		住居一部破損		公共建物	その他	土 木 施 設			ガス
	棟数	世帯数	棟数	世帯数	一部破損	一部破損	河川	道路	その他	漏れ
青葉一丁目	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0
青葉二丁目	0	0	28	29	0	0	0	0	0	0
青葉三丁目	0	0	7	2	0	0	0	0	0	0
江川一丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江川二丁目	0	0	2	5	0	0	0	1	0	0
大字大沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜井一丁目	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0
桜井二丁目	0	0	6	5	5	0	0	2	0	0
桜井三丁目	0	0	2	5	0	2	0	0	0	0
桜井四丁目	0	0	8	14	0	0	0	0	0	0
桜井五丁目	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
大字桜井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
桜　井　台	0	0	33	33	0	2	0	1	0	1
大字尺代	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
大字高浜	0	0	9	18	1	1	0	0	0	1
東大寺一丁目	0	0	5	8	1	0	0	0	0	0
東大寺三丁目	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0
東大寺四丁目	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
大字東大寺	0	0	6	13	0	1	0	0	0	0
大字百山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広瀬一丁目	1	1	13	22	0	4	0	0	0	1
広瀬二丁目	0	0	6	6	1	0	0	0	0	0
広瀬三丁目	0	0	4	4	0	5	0	0	0	0
広瀬四丁目	0	0	5	44	1	0	0	0	0	0
広瀬五丁目	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0
大字広瀬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水無瀬一丁目	0	0	5	8	1	0	0	0	1	0
水無瀬二丁目	0	0	11	100	0	0	0	0	0	0
山崎一丁目	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0
山崎二丁目	0	0	4	2	0	0	0	0	0	1
山崎三丁目	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
大字山崎	0	0	3	4	0	1	0	0	0	0
若山台一丁目	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
若山台二丁目	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
合　　計	1	1	185	350	15	17	1	4	1	4

注）公共施設の一部破損は高槻市の衛生化学処理場を除く

資料１－４　島本町における主な風水害（明治 18 年以降）

発　生 年月日	気象条件	降雨量（mm）・観測場所			被　害　の　概　要
		総雨量	24時間	最大時間	
明治18年 6.15～17	梅雨前線 低気圧				大山崎町内の桂川右岸が決壊し、淀川沿いの低地が浸水
昭和28年 9.25	台風13号	176.1 大阪			高槻市内桧尾川が決潰し、町南部が浸水 被害状況は全体で死者26、全半壊4,000以上 浸水家屋約17万
昭和42年 7. 9	雨前線		165.0 町役場	55.0 町役場	町内各河川、水路、ため池のいたるところが決潰 災害救助法適用
昭和43年 7. 2	風３号 大阪	200.0 町役場	180.0 町役場	42.0	
昭和44年 6.25	雨前線	106.0 大阪	161.0 町役場	20.0 町役場	
昭和44年 6.28～29			195.9 町役場	22.0 町役場	
昭和47年 7.12	雨前線	300.0 大阪	176.0 町役場		
昭和47年 9.16	台風20号	町役場	148.0		
昭和56年 10.8～9	集中豪雨	158.5 町役場	116.0 町役場	46.0 町役場	青葉二丁目１、２、６～７、13、17番地周辺で床下浸水約 100戸 道路上が冠水し泥がおおった
昭和58年 9.27～28	台風10号	210.0 町役場	150.0 町役場	35.0 町役場	床下浸水あり、尺代（長鳥橋）護岸浸食
昭和61年 7.20～21	集中豪雨	298.0 町役場	240.0 町役場	59.0 町役場	水無瀬一丁目12番地周辺床上床下浸水(2戸)外不明 尺代地区で山崩れ
昭和63年 8.18	集中豪雨	50.0 枚方	50.0 枚方	50.0 枚方	水無瀬一丁目の楠公道路で冠水
平成元年 9. 3	集中豪雨		174.0 大阪		尺代地区で山崩れ１箇所
平成２年 8.13	集中豪雨			10分間 4.0 大阪	百山（ＪＲガード下）道路冠水
平成３年 9.28	台風19号	1.0 大阪		0.5 大阪	暴風により山崎地内（鈴谷住宅内）で木造ガレージ倒壊
平成６年 8.20	集中豪雨	0.5 大阪		25.0 大阪	百山（ＪＲガード下）道路冠水
平成６年 9.29	台風26号	18.0 大阪	15.0 大阪	3.5 大阪	尺代スーパー林道の山林樹木倒壊
平成７年 7. 4	集中豪雨	320.0 大阪	168.0 大阪	51.0 大阪	府道柳谷島本線茨木化成前で電柱倒壊
平成７年 8.30	集中豪雨	103.0 枚方	103.0 枚方	63.0 枚方	百山（ＪＲガード下）道路冠水
平成16年 10.20	集中豪雨	133.3 町消防	133.3 町消防	27.5	水無瀬一、二丁目　道路冠水 府道柳谷島本線　資材倉庫倒壊
平成20年 7.28	集中豪雨	98 町役場	98 町役場	50 尺代	東大寺二丁目　床下浸水 町内８箇所で道路冠水
平成24年 8.14	集中豪雨	232 水無瀬川緑地公園	186 水無瀬川緑地公園	111 水無瀬川緑地公園	水無瀬、青葉地域を中心に浸水害被害多数（床上浸水86件、床下浸水649件） 町内各所で道路冠水多数
平成25年 9.15～16	台風18号	332 町役場	170 町役場	66 町役場	床上浸水1件、床下浸水3件、一部損壊1件、土砂崩れ5箇所、護岸崩壊7箇所、第一中学校舞台下倉庫に雨水流入、町立キャンプ場の通路敷きの土流出、道路冠水（12箇所）、大沢及び尺代地域で倒木多数

１．資料

発　生 年月日	気象条件	降雨量（mm）・観測場所			被　害　の　概　要
		総雨量	24時間	最大時間	
平成26年 8.9～10	台風11号	290 尺代	147 町役場	53 向谷	床下浸水1件、一部損壊1件、倒木の流出による府道一部閉鎖1箇所、水無瀬川農業用取水口土砂堆積、倒木による林道一部閉鎖1箇所、町立キャンプ場の通路敷きの土流出、道路冠水（12箇所）
平成30年 7.5～6	集中豪雨	509 向谷	332 向谷	39 向谷	一部損壊3件、大字山崎（椎尾神社付近）土砂流出尺代（ながとり橋付近）護岸の崩壊、東大寺（春日神社付近）土砂崩れ、神内（高槻市域）土砂崩れ ※桜井五丁目の一部に避難指示発令
平成30年 9.4	台風21号	48 尺代	48 尺代	18 尺代	半壊6件、一部損壊196件、第一・二・四小学校、第二中学校防球ネット破損、緑地公園住宅渡り廊下転落防止柵外4件破損、消防本部庁舎ガレージ窓ガラス　破損、桜井、桜井台・尺代・水無瀬・高浜・大沢で停電、大沢地区停電による断水（9月14日まで）

資料１－５　島本町防災アセスメントの概要

地震被害想定の総括

1　地震被害想定の総括

本調査で予測された地震被害想定結果を、表1.1及び表1.2に示す。この被害想定結果は、「有馬－高槻構造線」を震源とする内陸型地震を想定したものであり、今後の地震防災対策に必要不可欠な基礎的データといえる。

表1.1　地震被害想定結果の総括

項　目		想定の内容又は想定結果	備　考
震源断層		有馬－高槻構造線	島本町に最も大きな被害を及ぼすと考えられる。
地震のタイプ		内陸型（直下型）地震	島本町の地域特性を考慮して設定
震源の位置		島本町付近の「有馬－高槻構造線」	震源を点ではなく面として捉える。
地震の規模		M＝7．6	活断層の長さから推定
推定震度		6（弱）～6（強）	
液状化危険度		図2.2参照	低地部での液状化の危険度が非常に高い。
建物の倒壊数		1,731棟（倒壊率25.0%）	
	木　造	1,249棟（倒壊率24.5%）	
	非木造	482棟（倒壊率26.6%）	
地震火災		出火件数　9 件	地震後３日間の炎上出火件数
人的被害		746名（全人口の2.46%）	負傷者のうち、約５%が重傷者（１ヶ月以上の入院が必要な者）。
	死　者	17名（全人口の0.06%）	
	負傷者	729名（全人口の2.41%）	
被災者		7,951名（全人口の約26%）	

※　被害想定項目の想定季節及び想定時刻は次のとおりである。

- 建物倒壊：季節、時刻等の想定なし
- 地震火災：冬季の夕刻（１８時頃）
- 人的被害：深夜（夜間人口を用いて想定）
- 被災者：深夜（夜間人口を用いて想定）

表1.2　地震被害想定の総括

町丁目	平成8年4月1日 人口（人）	平成8年4月1日 世帯数	建物棟数（棟） 木造	建物棟数（棟） 非木造	建物棟数（棟） 全棟数	推定震度	液状化危険度 注1)	建物被害棟数 木造棟数（棟） 大破	木造棟数（棟） 中破	木造棟数（棟） 倒壊棟数	非木造棟数（棟） 大破	非木造棟数（棟） 中破	非木造棟数（棟） 倒壊棟数	炎上出火件数（件数）	延焼危険度 注2)	地震火災危険度 注3)	人的被害 死亡者数（人）	人的被害 負傷者数（人）	被災者数（人）
大字大沢	23	9	39	8	47	6（弱）	－	8	20	18	2	1	3	0	B	－	0	0	11
大字尺代	230	66	186	23	209	6（弱）	－	35	94	82	5	2	6	0	B	－	1	2	97
大字山崎	1,081	504	230	73	303	6（強）	－	25	25	38	15	7	19	1	C	C	0	24	204
山崎一丁目	586	210	151	33	184	6（強）	A	24	52	50	7	3	9	0	A	B	1	11	188
山崎二丁目	730	261	60	31	91	6（強）	A	19	30	34	7	3	9	1	A	A	2	7	345
山崎三丁目	1,298	407	83	14	97	6（強）	A	18	36	36	3	2	4	1	A	A	3	13	536
大字東大寺	963	327	239	58	297	6（強）	－	32	32	48	12	6	15	0	C	－	0	25	205
東大寺一丁目	377	131	155	22	177	6（強）	A	18	55	46	5	2	6	0	A	B	0	9	111
東大寺三丁目	1,092	348	281	76	357	6（強）	A	39	38	58	16	7	20	0	A	B	0	29	239
東大寺四丁目	36	16	11	1	12	6（強）	－	2	4	4	1	0	1	0	B	－	0	0	15
大字広瀬	12	5	3	1	4	6（強）	A	1	0	1	1	0	1	0	C	－	0	0	6
広瀬一丁目	1,029	379	389	42	431	6（強）	A	44	91	90	9	4	11	0	A	B	0	29	242
広瀬二丁目	1,586	526	424	260	684	6（強）	A	55	76	93	52	26	65	1	A	A	1	44	367
広瀬三丁目	644	225	202	47	249	6（強）	A	26	76	64	10	5	13	0	A	B	1	13	200
広瀬四丁目	1,138	436	190	86	276	6（強）	A	26	26	39	18	8	22	0	A	B	0	30	252
広瀬五丁目	610	224	227	55	282	6（強）	A	26	42	47	11	6	14	0	A	B	0	16	132
水無瀬一丁目	574	217	170	62	232	6（強）	A	20	20	30	13	6	16	0	A	B	0	14	114
水無瀬二丁目	2,829	1,019	271	70	341	6（強）	A	33	45	56	14	7	18	1	A	A	1	74	614
青葉一丁目	1,319	504	285	90	375	6（強）	A	35	35	53	18	9	23	0	A	B	0	32	268
青葉二丁目	945	346	385	60	445	6（強）	A	49	48	73	12	6	15	0	A	B	0	22	187
青葉三丁目	2,715	943	44	48	92	6（強）	A	6	6	9	10	5	13	1	C	C	1	78	650
大字桜井	4	2	3	4	7	6（強）	－	1	1	2	1	1	2	0	C	－	0	0	3
桜井一丁目	426	149	115	24	139	6（強）	A	13	29	28	5	3	7	0	A	B	0	13	108
桜井二丁目	167	53	74	8	82	6（強）	A	12	31	28	2	1	3	0	B	－	0	2	64
桜井三丁目	178	62	58	13	71	6（強）	－	8	24	20	3	1	4	0	B	－	0	3	61
桜井四丁目	428	166	148	38	186	6（強）	－	20	29	35	8	4	10	0	A	B	0	12	104
桜井五丁目	489	161	141	63	204	6（強）	－	17	29	32	13	6	16	0	A	B	0	14	116
桜井台	375	123	99	54	153	6（強）	－	16	16	24	11	6	14	0	C	－	0	11	94
江川一丁目	2,013	668	81	33	114	6（強）	A	12	13	19	7	4	9	1	C	C	1	59	495
江川二丁目	458	220	91	86	177	6（強）	A	14	13	21	18	21	29	0	C	－	0	11	130
大字高浜	1,195	382	209	190	399	6（強）	A	23	41	44	38	19	48	0	C	－	0	33	276
若山台一丁目	1,833	518	44	41	85	6（強）	－	13	21	24	9	4	11	1	C	C	4	18	755
若山台二丁目	2,327	756	5	37	42	6（強）	－	1	0	1	8	4	10	1	C	C	1	65	610
百山	579	270	7	62	69	6（強）	A	1	2	2	13	6	16	0	C	－	0	16	152
合計	30,289	10,633	5,100	1,813	6,913			692	1100	1242	377	195	475	9			17	729	7,951

注1）　液状化危険度Ａ：液状化の発生する可能性が非常に高い。
　　液状化危険度Ｂ：液状化の発生する可能性が高い。
　　液状化危険度Ｃ：液状化の発生する可能性が低い又はない。

注2）　延焼危険度Ａ：不燃領域率が50％未満又は木造建物密集地域（延焼危険度が高い。）
　　延焼危険度Ｂ：不燃領域率が50％以上70％未満
　　延焼危険度Ｃ：不燃領域率が70％以上（延焼危険度が低い。）

注3）　地震火災危険度Ａ：出火件数１件以上で、かつ延焼危険区域
　　地震火災危険度Ｂ：出火件数０件であるが、延焼危険区域
　　地震火災危険度Ｃ：出火件数１件以上であるが、延焼危険区域外
　　－　　：上記のいずれにも該当しない。

2　各調査項目の概要

本調査で実施した主な調査項目の被害想定結果の概要を、以下のように整理した。

2.1　想定地震の設定について

本調査において想定する地震については、次のように設定した。

表2.1　本調査で設定した想定地震

項　　目	想定の内容又は想定結果	備　　考
震源断層	有馬－高槻構造線	
地震のタイプ	内陸型（直下型）地震	島本町の地域特性を考慮して設定
地震の規模	M＝7．6	活断層の長さから推定
震源の位置		

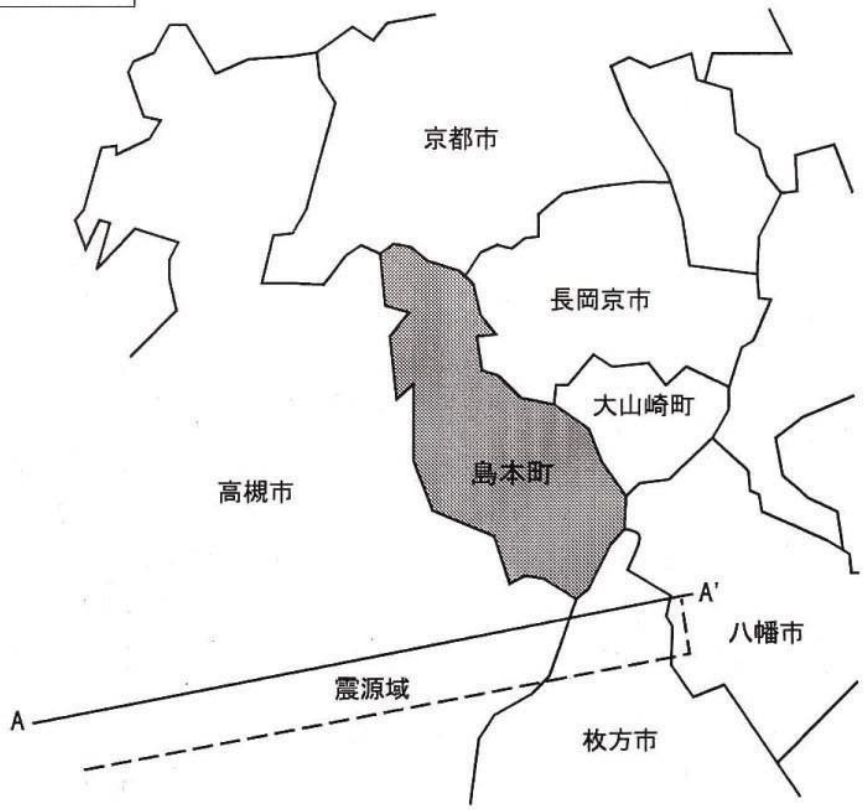

※　想定する震源域は、「有馬－高槻構造線」（図中のA-A'）地下の断層面とする。
ただし、震央位置は、地表に現れた断層の位置（A-A'線上）と仮定する。

2.2　予測される地震動について

「有馬－高槻構造線」を震源とするマグニチュード7．6の内陸型地震が、島本町付近で発生した場合に想定される震度の分布は次のとおりである。

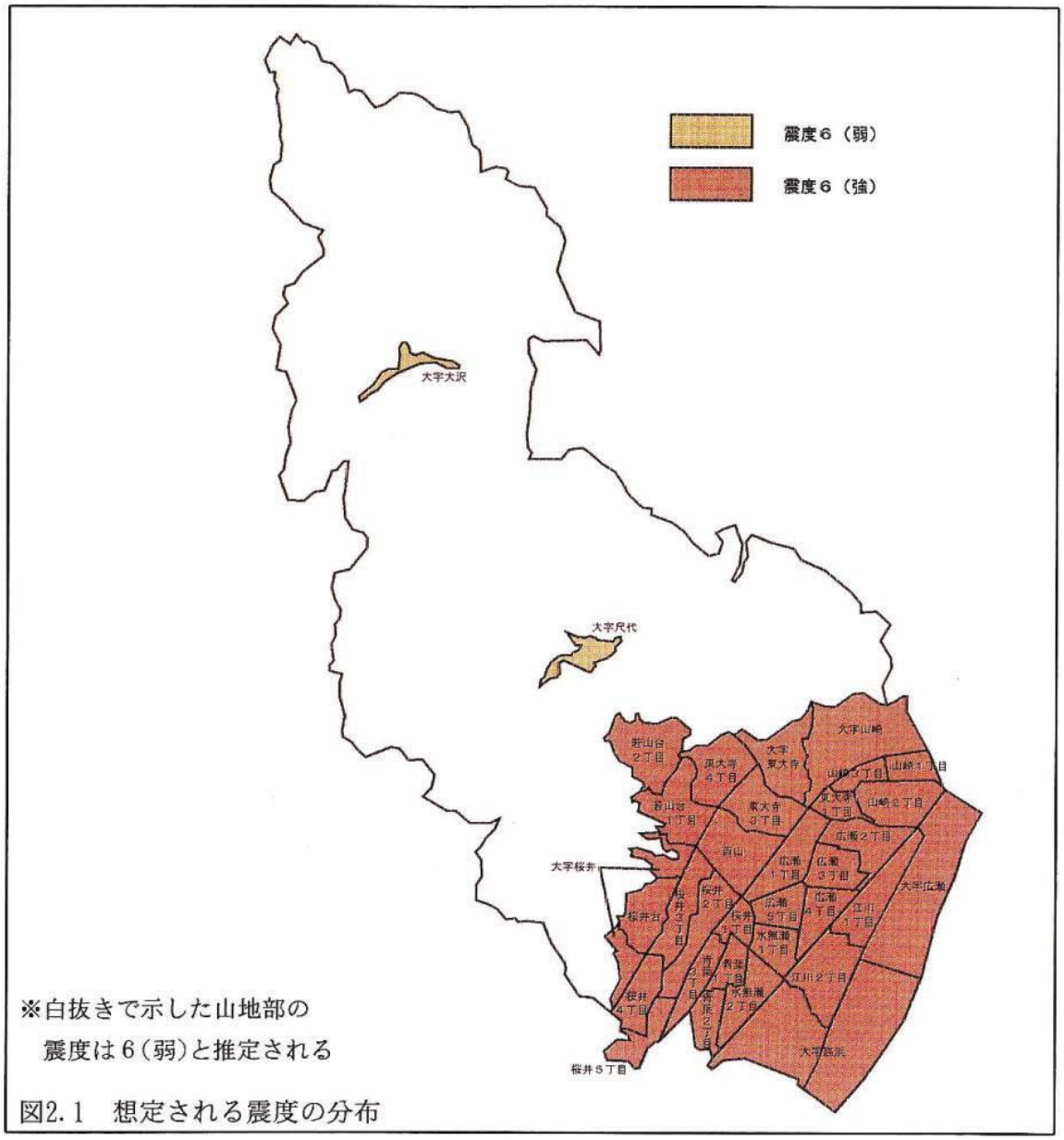

図2.1　想定される震度の分布

島本町内で予測される震度は、低地部の市街地で震度６（強）であり、旧河道や後背湿地では特に揺れが強いと推定される。また、山地部では震度６（弱）の揺れが予想される。強い地震動は、市街地での建物倒壊や地震火災の発生を招くとともに、地盤の変位、液状化を発生させるほか、山地部では急斜面の崩壊や地すべり等が生じる可能性がある。

2.3　液状化の危険度について

液状化の危険度は、「有馬－高槻構造線」を震源とするマグニチュード7．6の内陸型地震が島本町付近で発生した場合の液状化の発生危険度を予測したものである。

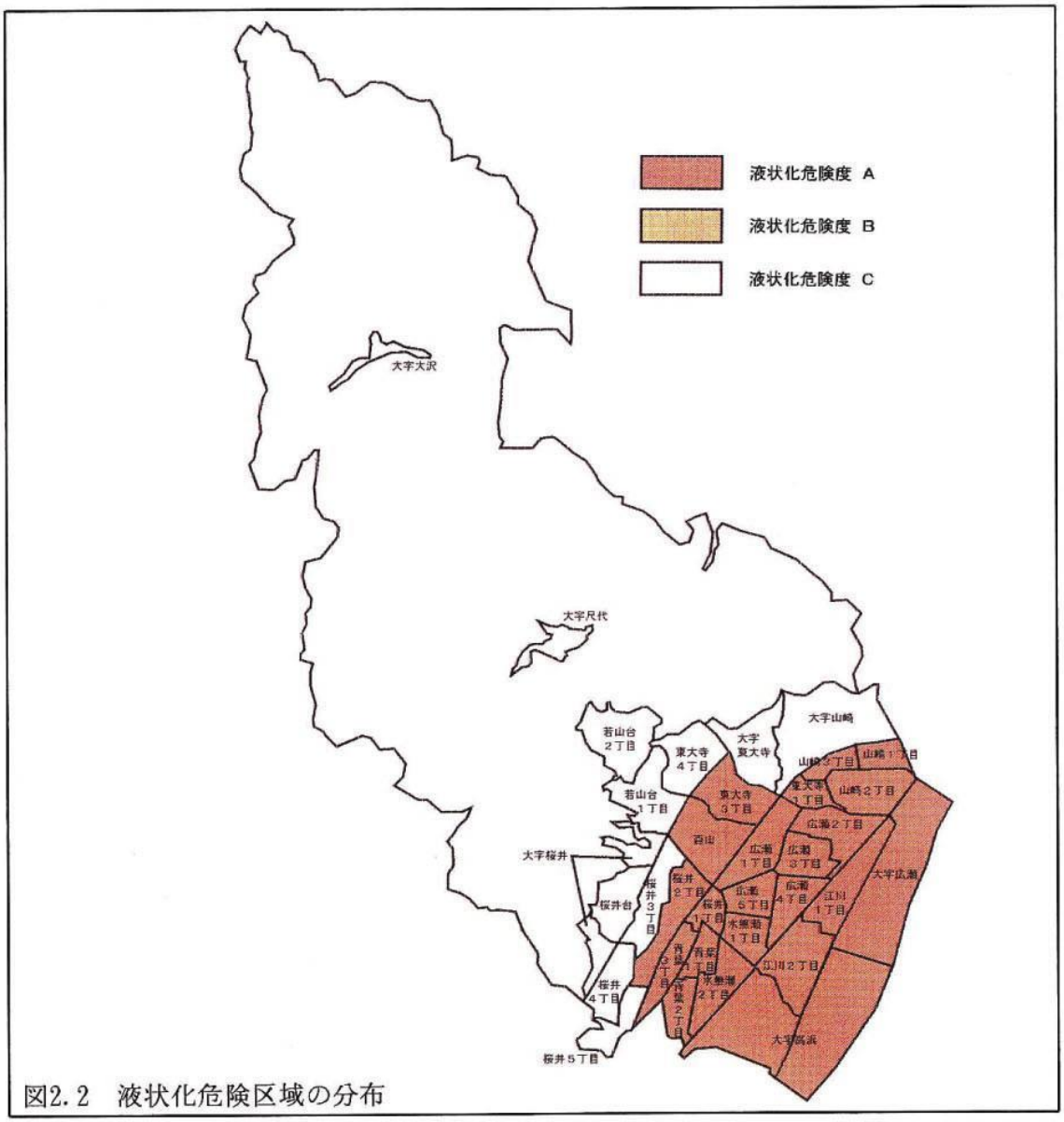

図2.2　液状化危険区域の分布

被害想定の結果、淀川沿いの低地部においては、震度６（強）の地震動により液状化の発生する可能性が非常に高いことが確認された。液状化の発生が考えられる地域の中には、扇状地や谷底平野も含まれており、大規模な地震に対し、島本町では段丘、山地の市街地・集落を除いたほとんどの地域で液状化が発生すると考えられる。

2.4　建物の倒壊等について

建物の倒壊棟数は、地震動による倒壊と液状化による倒壊について考慮して算定している。

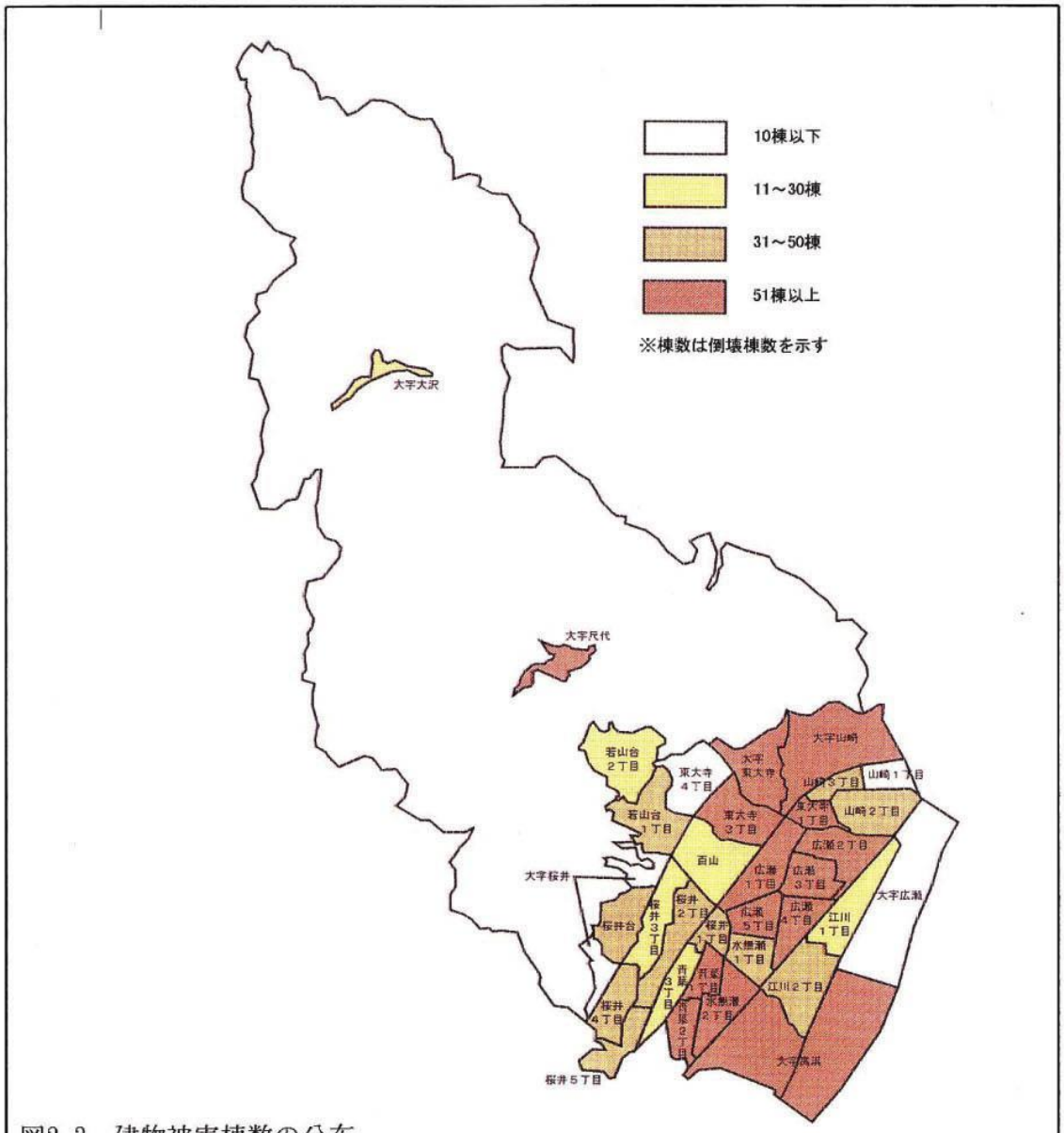

図2.3　建物被害棟数の分布

大沢地区や尺代地区のような山地部では、低地部に比べて地震動は小さいが、古い木造家屋の倒壊や斜面崩壊等の被害が生じるおそれがある。

また、島本町の特徴として、団地、マンション等が多く、液状化の発生する可能性が非常に高い低地部に立地する団地、マンション等のうち、液状化対策が施されていないものについては、倒壊・傾斜等の危険性が高い。

2.5　地震火災の危険度について

地震火災の危険度については、地震による出火件数の把握と字・丁目ごとの延焼危険度を予測し、地震火災の危険度を予測した。なお、島本町全体での出火件数は９件であり、低地部に集中している。

＜　地震火災の危険度　＞

①　出火件数１件以上で、かつ延焼危険区域（地震火災危険度Ａ）
　地震による出火が考えられ、火災の延焼が発生する可能性が非常に高い地域である。

②　出火件数０件であるが、延焼危険区域（地震火災危険度Ｂ）
　地震による出火が生じる可能性は低いが、他地域からの飛び火等により延焼する危険性が高い地域である。

③　出火件数１件以上であるが、延焼危険区域外（地震火災危険度Ｃ）
　地震による出火が考えられるが、延焼する危険性は低く、出火点に隣接する建物等への延焼阻止が中心となる地域である。

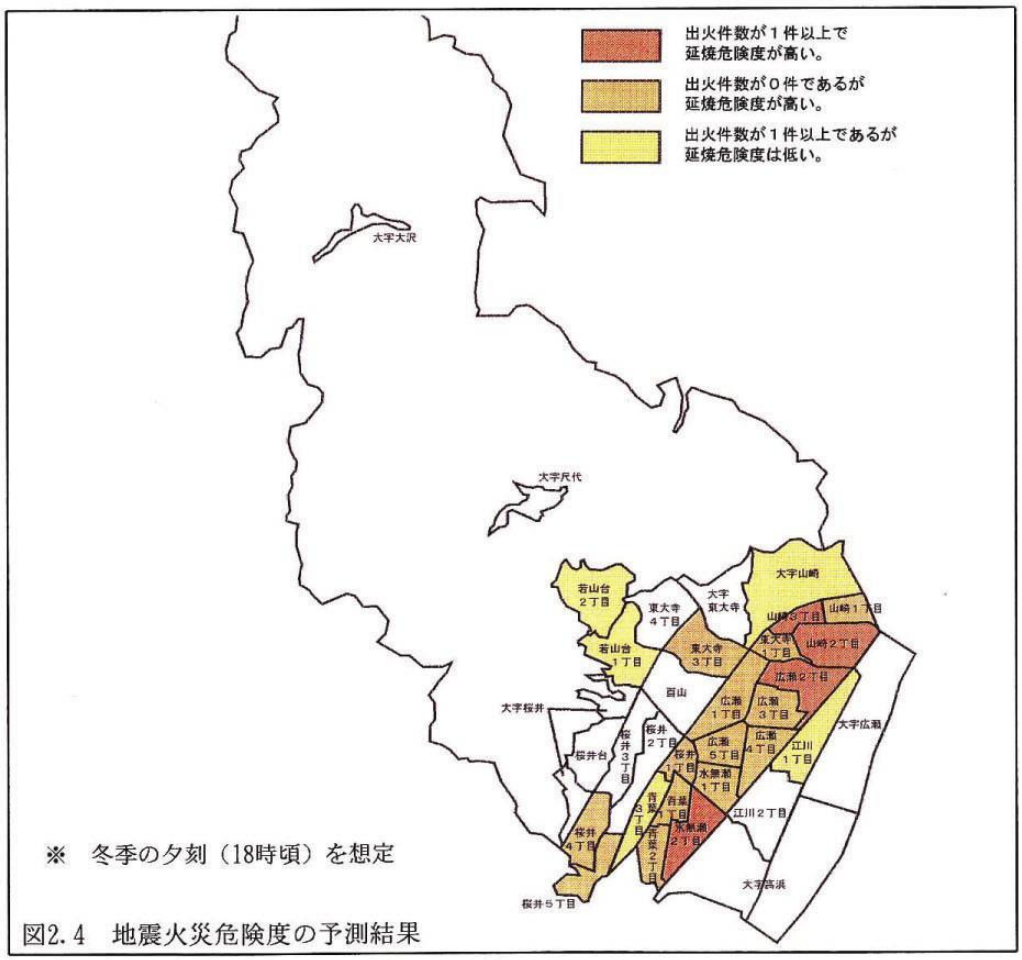

図2.4　地震火災危険度の予測結果

2.6　予測される人的被害について

「有馬－高槻構造線」を震源とするマグニチュード7．6の内陸型地震が島本町付近で発生した場合における人的被害（地震により死亡又は負傷する者の人数）を想定した結果、島本町内での推定死亡者数は17名、負傷者数は７２９名であり、町の全人口に対する比率はそれぞれ0.06％、2.41％であった。

なお、島本町の昼間人口は夜間人口の約８割（島本町統計書より）であるが、昼間は地震被害の発生しやすい低地部に人口が集まるため、被害はより深刻化する可能性がある。

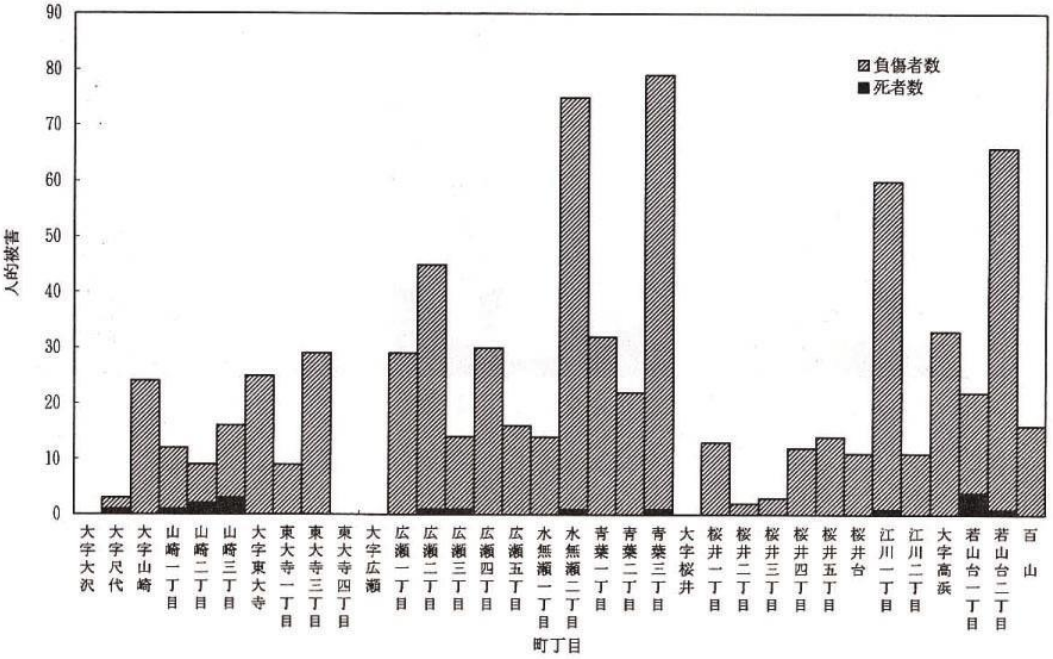

図2.5　字・丁目ごとの人的被害

2.7　予測される被災者数について

「有馬－高槻構造線」を震源とするマグニチュード7．6の内陸型地震が島本町付近で発生した場合に想定される「被災者数」の総計は7,951名で、島本町の全人口の約26%にのぼると推定される。

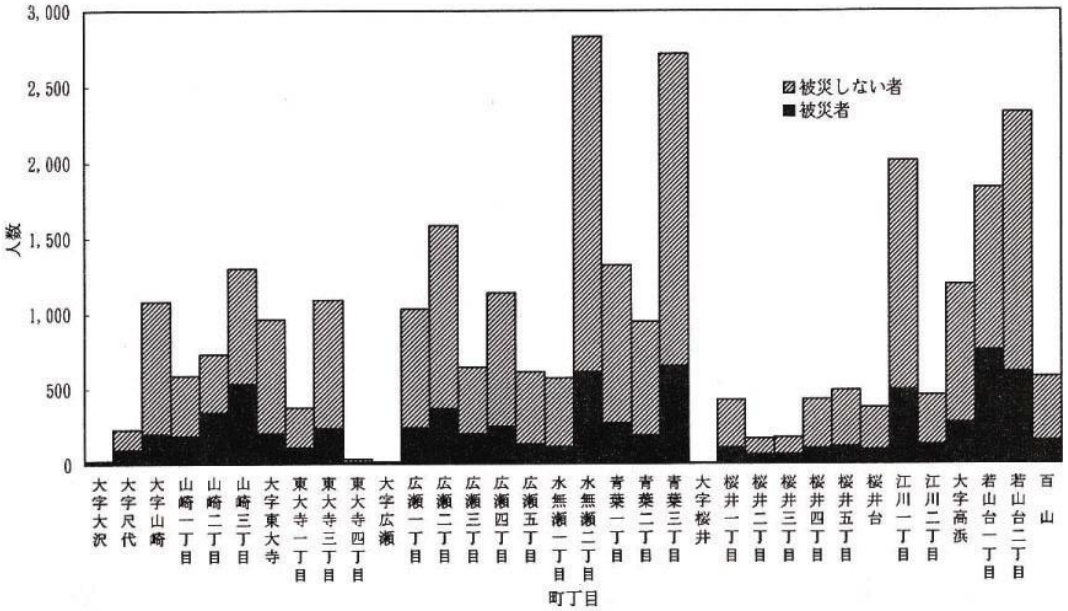

図2.6　字・丁目ごとの被災者数

資料１－６　滋賀県による放射線物質拡散予測

１　予測モデル

滋賀県が、大気汚染予測モデル（大気中を拡散した大気汚染物質の濃度を予測するプログラム）を活用してシミュレーションしたもの。

２　前提条件（福島第一原子力発電所における事故の状況に合わせた）

対象とした放射性物質：ヨウ素／ 総放出量：2.4×1016Bq ／ 放出時間：６時間
（放出量が多く、短期的影響が出る可能性があるヨウ素を対象とした）
予測日の選定：北よりの風が長時間吹き風速が緩やかな日を選定。

３　予測した放射線量

甲状腺被ばく等価線量（空気中の放射性ヨウ素を呼吸によって取り込むことによる甲状腺の内部被ばくについての積算線量）

４　予測結果

滋賀県が行った放射性物質拡散予測のケース数（滋賀県に影響が大きくなると考えられる日を選定して予測）

関西電力(株) 美浜原子力発電所６０ケース
関西電力(株) 大飯原子力発電所３６ケース
日本原子力発電(株)敦賀原子力発電所５ケース
関西電力(株) 高浜原子力発電所５ケース
計 １０６ケース

そのうち 50mSv 以上の範囲が大阪府域にみられたケース数

関西電力(株) 大飯原子力発電所９ケース
関西電力(株) 高浜原子力発電所２ケース
計 １１ケース

島本町域内の影響があるとされる濃度分布図は別頁のとおり。

５　屋内退避及び避難等に関する指標（放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量）

原子力規制委員会が示す防災指針
緑色：５０mSv 以上１００mSv 未満「特に記載なし」
土色：１００mSv 以上５００mSv 未満「住民は、自宅等の屋内へ避難すること」

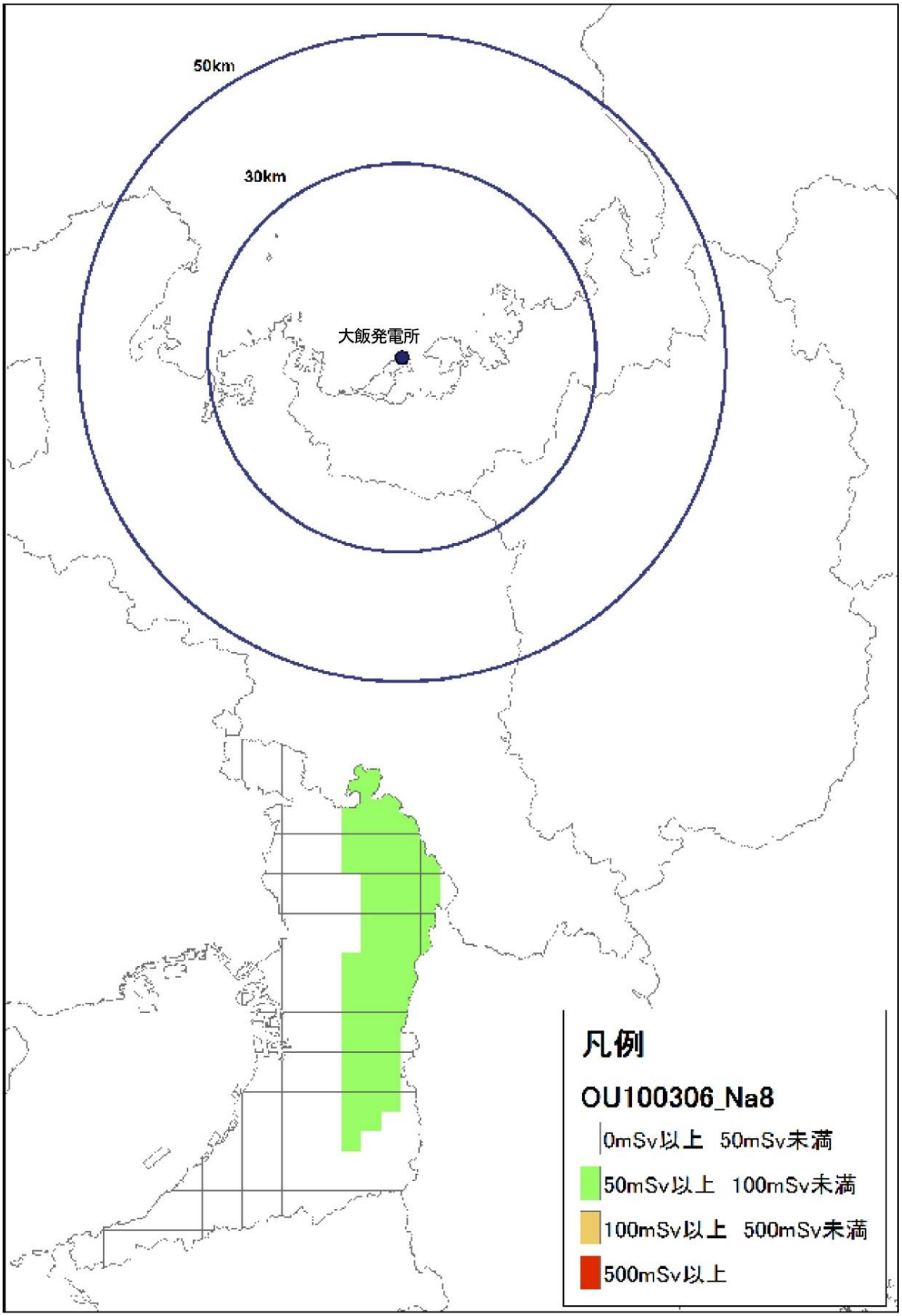
50km
30km
大飯発電所
凡例
OU100306_Na8
0mSv以上　50mSv未満
50mSv以上　100mSv未満
100mSv以上　500mSv未満
500mSv以上

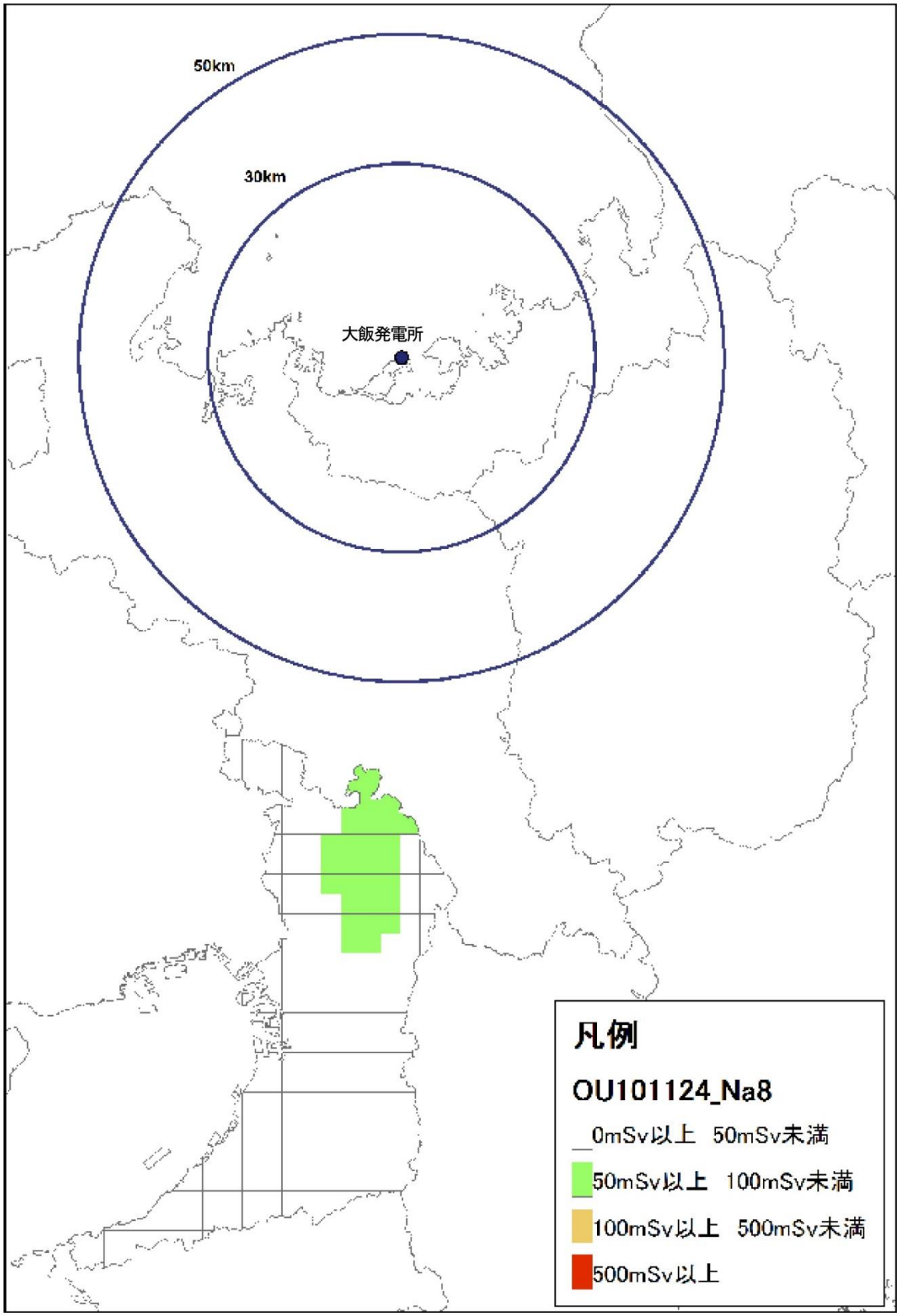
50km
30km
大飯発電所
凡例
OU101124_Na8
0mSv以上　50mSv未満
50mSv以上　100mSv未満
100mSv以上　500mSv未満
500mSv以上

資料１－７　防災関係機関通信窓口

（平成 31 年３月 31 日現在）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号		大阪府防災行政無線
			昼間	夜間	
島本町	総務部 危機管理室	島本町桜井 二丁目1-1	㈹ 075-961-5151	075-961-5151	(5)8-533-8900
島本町消防本部	消防署	島本町若山台 一丁目2-5	㈹ 075-962-1199	㈹075-962-1199	58-433-0
近畿地方整備局 淀川河川事務所	調査第一課 調査第一係	枚方市新町 二丁目2-10	072-843-2861	072-843-2861	
淀川河川事務所山崎出張所		高槻市上牧町 四丁目55-1	072-669-1916	072-848-7129	
近畿地方整備局大阪国道事務所高槻維持出張所	管理係	高槻市京口町12-22	072-671-5981	072-671-5981	
陸上自衛隊 第３６普通科連隊	３科	伊丹市緑ヶ丘 七丁目1-1	072-782-0001	072-782-0001	58-824-0
大阪管区気象台	予報課	大阪市中央区大手前 四丁目１-76 大阪合同庁舎第４号館	06-6949-6303	06-6949-6303	58-816-8930
近畿農政局大阪農政事務所	地域課	茨木市宮島 一丁目3-1	072-633-1335		
大阪府	危機管理室	大阪市中央区 大手前町二丁目	㈹ 06-6941-0351 ㈱ 06-6944-6021	06-6944-6021	58-200-6021
大阪府茨木土木事務所	総務企画課 企画Ｇ	茨木市中穂積 一丁目3-43	072-627-1121	072-627-1121	58-300-8910
大阪府北部農と緑の総合事務所	地域政策室	茨木市中穂積 一丁目3-43	㈹ 072-627-1121	㈹072-627-1121	58-300-8920
大阪府茨木保健所	企画調整課	茨木市大住町8-11	072-624-4668	072-624-4668	58-607-0
大阪府高槻警察署	警備課 警備係	高槻市野見町2-4	072-672-1234	072-672-1234	
社団法人高槻市医師会		高槻市城東町5-1	072-661-0123	072-675-1586	
淀川右岸水防事務組合	総務課	大阪市淀川区 新北野町-11-11	06-6302-8721	06-6302-8721	58-852-0
西日本電信電話株式会社 京都支店	設備部ｻｰﾋﾞｽ 運営担当	京都市中京区烏丸三条上ル場之町604	075-241-9416	075-221-1700	
西日本高速道路株式会社 関西支社茨木管理事務所	管理係	茨木市上穂積 四丁目10-1	072-622-4887	072-622-4887	
西日本旅客鉄道株式会社 高槻駅		高槻市白梅町1-1	072-683-3665	072-683-3665	
阪急電鉄株式会社 高槻市駅	ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	高槻市城北町 二丁目1-18	072-675-0109	072-675-0109	
関西電力株式会社 高槻営業所	所長室	高槻市沢良木町17-3	072-676-4446	072-676-3139	
大阪ガス株式会社 ﾈｯﾄﾜｰｸｶﾝﾊﾟﾆｰ北東部導管部	導管司令 センター	東大阪市稲葉2-3-17	0729-66-5314	0729-66-5356	
日本放送協会大阪放送局	報道部	大阪市中央区大手前 4-1-20	06-6945-1051	06-6945-1051	58-838-0

資料１－８　都市計画道路整備状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

路線番号	路 線 名	計画幅員 (m)	計画延長 (m)	整　備　済		概成済 延　長 (m)
				延　長 (m)	整備率 (%)	
3・4・301-1	京 都 神 戸 線	16	2,340	2,340	100.0	0
3・4・301-2	水無瀬鶴ヶ池線	12～24	1,680	1,680	100.0	0
	桜井駅跡線	16	150	150	100.0	0
計		－	4,170	4,020	100.0	0

資料１－９　道路の整備状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

路　線　名	実延長（m）	面　積（m²）	舗装済延長(m)	舗装率(%)	
名 神 高 速 道 路	3,200	102,400	3,200	100.0	
国 道 1 7 1 号	2,349	42,952	2,349	100.0	＊
府 道 西 京 高 槻 線	2,932	18,710	2,932	100.0	＊
府 道 柳 谷 島 本 線	5,188	38,437	5,188	100.0	＊
府道伏見柳谷高槻線	10,497	2,202	2,202	100.0	＊
町　　道	72,153	420,200	67,958	94.2	

＊ 平成 20 年４月１日

資料１－10　都市計画公園整備状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

名　　称	開設箇所	計画決定面積(m²)
街 区 公 園	5	9,138
近 隣 公 園	1	9,600
都 市 緑 地	1	39,000
その他の都市公園	5	41,485
都 市 公 園 計	12	99,223
管 理 公 園	61	15,417
合　　計	73	114,640

資料１－11　公共緑地現況

	箇所数	面 積 (m²)	１人当り面積 (m²／人)	備　　考
社寺境内地公開庭園	3	117,000	6.94	椎尾神社・若山神社・水無瀬神宮
学 校 運 動 場	7	105,000	4.26	
企 業 公 益 施 設	5	303,000	12.29	野球場・運動場等
公共施設付属緑地	1	17,000	0.69	清掃工場
合　　計	16	542,000	24.18	

資料１－12　水道施設の現況

（平成 31 年３月 31 日現在）

計画水量 (m³)	現在施設能力 (m³)	水源			浄水施設（大藪浄水場）					
		河川水	地下水	受 水	場 水	沈 殿 池 数	ろ 過 池 数	ろ 過 台 数	浄 水 池 数	ﾎﾟﾝﾌﾟ 台 数
10,300	12,000	－	深井戸 7	1	1	2	4	－	2	4

配水施設			管路施設 (m)				消火栓数	給水契約数 (件)
場 数	池 数	総 容 量 (m³)	送 水 管	導 水 管	配 水 管	計		
5	6	10,250	6,167	2,866	81,734	90,767	383	13,564

資料１－13　河川水位観測所

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管 理 者	量水標零線高 OP+(m)	既往最高水位 (量水標読) (m)
			量水標	自記	テレメータ						
水無瀬橋	1	水無瀬川	○		○ 3 無	1.00 1.50	左岸 4.249 左岸 4.209	島本町東大寺1丁目	茨木土木事務所長 TEL(072)627-1121	15.671	S42.7.9 3.00

※１通報水位は、水防団待機水位（通報水位）を表す。
※２警戒水位は、氾濫注意水位（警戒水位）を表す。

観測所名	河 川 名	警戒水位 (m)	危険水位 (m)	所 在 地	管理者
水無瀬二丁目	新幹線側水路	1.20	1.60	水無瀬二丁目16番	島本町
青葉二丁目	高川	0.60	1.30	青葉二丁目11番	島本町
青葉三丁目	柳川	1.20	1.60	青葉三丁目９番	島本町
上牧南駅前町	新川	0.90	1.00	高槻市上牧南駅前町５番	島本町

資料１－14　雨量観測所

（平成 31 年３月 31 日現在）

観　測　所	所　在　地	雨量警戒（㎜）	管理団体
島　本　町　役　場	島本町桜井二丁目1-1	12mm/20分	島本町
新大阪ゴルフクラブ	島本町尺代128	12mm/20分	島本町
消　防　本　部	島本町若山台一丁目2-5		消防本部
水無瀬川緑地公園	島本町山崎二丁目1-1	12mm/20分	島本町
向　谷	島本町大字大沢44-3		大阪府
尺　代	島本町大字尺代490		大阪府
若　山　台	島本町若山台2-130-34		大阪府

資料１－15　下水道整備状況

(平成 31 年３月 31 日現在)

事業計画名	整備済面積 (ha)	人口普及率 (%)
平成30年度末整備済面積	約302	約95
認　可　事　業　計　画	約329	約97

資料１－16　要水防ため池の状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

水防値	ため池名	所　在　地	面　積
C	水 上 池	島本町大字桜井557	3,520㎡

注：水防値　Ａ：特に重要な水防ため池
　　Ｂ：重要な水防ため池
　　Ｃ：要水防ため池

資料１－17　島本町防災ハザードマップ（H29.3）

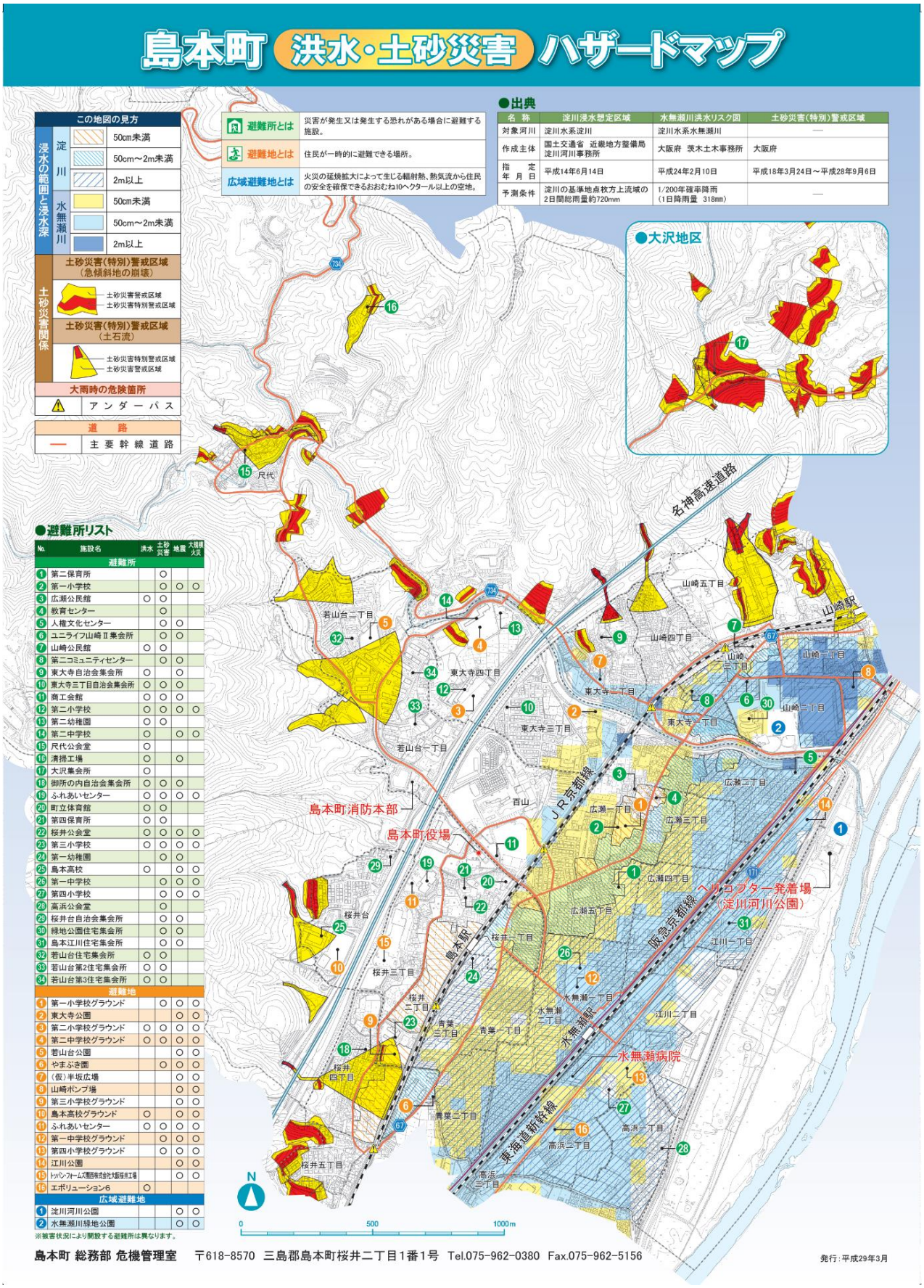

島本町 地震 ハザードマップ

島本町震度マップ

南海トラフ巨大地震

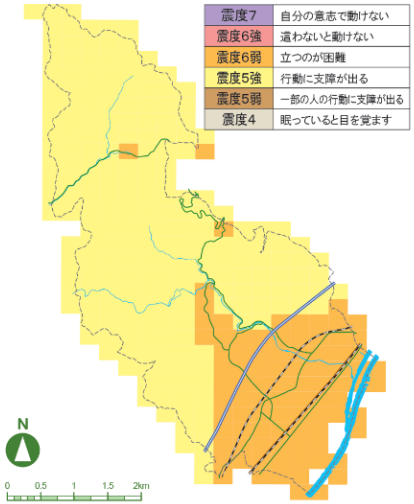

震度7	自分の意志で動けない
震度6強	這わないと動けない
震度6弱	立つのが困難
震度5強	行動に支障が出る
震度5弱	一部の人の行動に支障が出る
震度4	眠っていると目を覚ます

有馬高槻断層帯地震

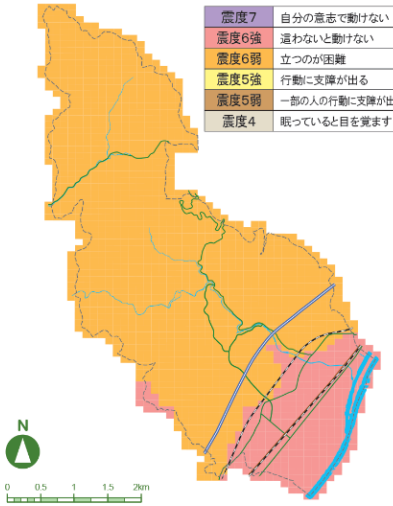

震度7	自分の意志で動けない
震度6強	這わないと動けない
震度6弱	立つのが困難
震度5強	行動に支障が出る
震度5弱	一部の人の行動に支障が出る
震度4	眠っていると目を覚ます

■住民のみなさんへ

●地震の規模を示したものをマグニチュード(M)といい、震源のエネルギーが大きいほど値が大きくなります。また、地震での揺れの強さを示す階級を震度といい、震度0から震度7までの10段階で示されます。

●近い将来の発生が予想される南海トラフ巨大地震(最大M9.0と推定・地震発生確率30年以内70%程度)と、発生した場合には島本町に重大な被害を及ぼすとされる有馬・高槻断層帯地震(M7.5程度と推定・地震発生確率30年以内ほぼ0～0.03%)について、推定される震度の大きさを示した地図が、左の「島本町震度マップ」です。

●南海トラフ巨大地震、また有馬・高槻断層帯地震が発生した場合、震度だけでなく、建物の構造(木造・非木造・建築年数)などを考慮に入れた地域の危険度を示した地図が、右の「島本町建物被害マップ」です。

■地震発生時の行動

地震発生時は、あわてず、落ち着いて、身の回りの安全を確認しましょう。

■NTTの災害用伝言ダイヤルのかけ方 ※災害時のみのサービスです。

1 7 1 をダイヤルする

録音するときは、1 をダイヤル → 伝言を入れる

再生するときは、2 をダイヤル → 伝言を聞く

被災地の方も、被災地以外の方も
被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルする

■島本町では耐震診断・耐震改修についての支援制度を設けています！

阪神大震災での建物の被害を見ると、昭和56年に改正された建築基準法による耐震基準以前に建てられた建物に被害が多く見られ、それ以降に建てられた建築物の被害の程度は軽く、新耐震基準は、おおむね妥当であると考えられています。こうした状況を踏まえ、積極的に耐震診断・耐震改修を行い、地震の揺れに耐えうる建物にすることが、大切な人命や財産を守ることにつながります。

●耐震診断

診断対象

木造住宅：診断費用の10分の9の額。ただし、4万5千円を限度とし、診断費用は1,000円／㎡以内。

木造住宅以外の住宅（戸建・共同住宅など）：2万5千円に戸数を乗じた金額と診断費用の2分の1の額のいずれか低い方。ただし、限度額は100万円。

特定既存耐震不適格建築物（社会福祉施設・病院・私立保育所及び幼稚園）：診断費用（補修費・修繕費を除く）の3分の2の額。ただし、限度額は133万2千円。

●耐震改修

対象となる住宅

次の①～③を満たすもの

①原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅。

②木造住宅（長屋・共同住宅・併用住宅を含む）で、現在居住、これから居住する住宅。

③耐震診断の結果、「倒壊する可能性が高い」または「倒壊する可能性がある」と判断されたもの。（耐震評点1.0未満）

補助対象者　上記の住宅を所有する方で、直近の市町村民税所得割額が304,000円未満の方。

補助対象工事　耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満の住宅で、この評点を0.7以上にまで引き上げる工事。（注1）
既に工事を着手、完了している場合は対象とはなりません。

補助内容　一戸あたり70万円を限度に補助（世帯の年間所得の合計により、補助額の上限が90万円となる場合があります）（注2）

（注1）一級、二級建築士または木造建築士で大阪府などの指定講習「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」受講修了者が、計画設計及び工事監理するものに限ります。

（注2）補助金の交付には、工事の着手前（着工前）に町から工事計画の確認などを受ける必要があります。必ず事前に都市計画課までお問い合わせください。

詳しくは、島本町役場都市創造部都市計画課（電話075-962-0360）までお問い合わせください。

島本町建物被害マップ

南海トラフ巨大地震

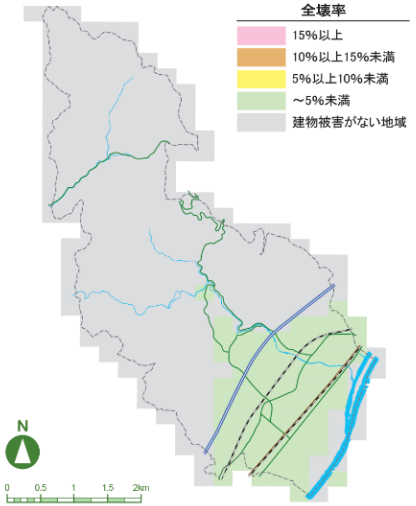

有馬高槻断層帯地震

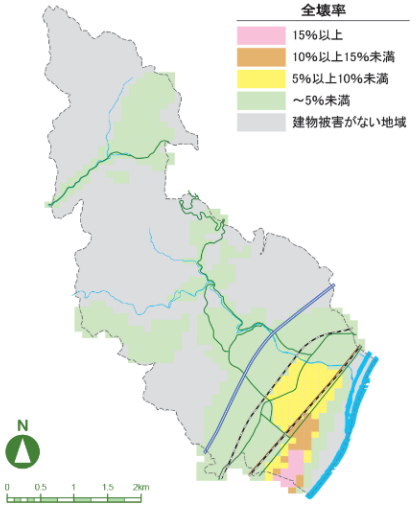

資料１－18　土石流危険渓流地区

（平成 31 年３月 31 日現在）

図番	河川名	渓流名	渓流番号	所在地	図番	河川名	渓流名	渓流番号	所在地
1	水無瀬川	水無瀬川支川	Ⅰ-301-001	大沢	15	水無瀬川	鈴谷川	Ⅰ-301-015	東大寺
2	八幡川	源吾谷	Ⅰ-301-002	桜井	16	水無瀬川	水無瀬川第一支渓	Ⅰ-301-016	山崎
3	八幡川		Ⅰ-301-003	桜井	17	水無瀬川	水無瀬川第一支渓左小	Ⅰ-301-017	山崎
4	青葉川	桜井谷	Ⅰ-301-004	桜井	18	水無瀬川		Ⅱ-301-001	尺代
5	青葉川	青葉川支渓	Ⅰ-301-005	桜井	19	水無瀬川		Ⅱ-301-002	大沢
6	越谷川	青葉川	Ⅰ-301-006	桜井	20	水無瀬川		Ⅱ-301-003	大沢
7	越谷川	越谷川第二支渓	Ⅰ-301-007	桜井	21	水無瀬川		Ⅱ-301-004	尺代
8	越谷川	越谷川支渓	Ⅰ-301-008	桜井	22	善峰川		Ⅱ-301-005	大沢
9	越谷川	越谷川	Ⅰ-301-009	桜井		水無瀬川	水無瀬川支川第五支渓	Ⅲ-301-001	大沢
10	越谷川	中谷川	Ⅰ-301-010	広瀬		水無瀬川		Ⅲ-301-002	尺代
11	水無瀬川		Ⅰ-301-011	広瀬		善峰川		Ⅲ-301-003	大沢
12	水無瀬川		Ⅰ-301-012	広瀬		善峰川		Ⅲ-301-004	大沢
13	水無瀬川	尺代川支渓	Ⅰ-301-013	尺代		善峰川		Ⅲ-301-005	大沢
14	水無瀬川	滝谷川	Ⅰ-301-014	東大寺					

資料１－19　急傾斜地崩壊危険箇所

（平成 31 年３月 31 日現在）

図番	箇所番号	ランク	斜面区分	箇所名	位置
1	11301168	Ⅰ	自然	内沢（１）	大沢
2	11301169	Ⅰ	自然	内沢（２）	大沢
3	11301170	Ⅰ	自然	内沢（３）	大沢
4	11301171	Ⅰ	自然	落合	尺代
5	11301172	Ⅰ	自然	仲ノ町	尺代
6	11301173	Ⅰ	自然	仲ノ町（２）	尺代
7	11301174	Ⅰ	自然	穴虫	若山台二丁目
8	11301175	Ⅰ	自然	半坂	東大寺
9	11301176	Ⅰ	自然	宮ノ前（１）	山崎五丁目
10	11301177	Ⅰ	自然	宮ノ前（２）	山崎五丁目
11	11301178	Ⅰ	自然	桜井台	桜井台
12	11301179	Ⅰ	自然	山ノ内	桜井三丁目
13	11301742	Ⅰ	自然	東大寺（１）	東大寺二丁目
14	11301143	Ⅰ	自然	東大寺（２）	東大寺二丁目
15	21301080	Ⅰ	人工	若山台（１）	若山台一丁目
16	21301441	Ⅱ	自然	大沢（１）	大沢
17	21301442	Ⅱ	自然	尺代（１）	尺代
18	21301443	Ⅱ	自然	尺代（２）	尺代
19	21301444	Ⅱ	自然	桜井（２）	桜井四丁目
20	21301445	Ⅱ	自然	尺代（３）	尺代
21	12207007	Ⅰ	人工	神内（３）	高槻市神内五丁目
22	11207107	Ⅰ	自然	神内（１）	高槻市神内四丁目

資料１－20　急傾斜地崩壊危険区域

（平成 31 年３月 31 日現在）

図面番号	区域名	所 在 地	告示番号 指定年月日	面 積 (m²)	区域内建築物 住 宅	区域内建築物 非住宅	施工年度 施工状況	危険箇所番号	危険区域台帳
4 ～ 5	仲ノ町	三島郡島本町 尺代仲ノ町	(第346号) S58.3.16	3,294	6	3	S57～62 概　成	172	有
			(第364号) S63.3.23	607	9	1			
			計	3,901	15	4			
7	穴　虫	三島郡島本町 若山台穴虫	(第1584号) S58.12.5	6,433	9	5	S58～61 概　成	174	

資料１－21　山腹崩壊危険地区

（平成 31 年３月 31 日現在）

図面番号	所　在　地 市町村	所　在　地 大　字	図面番号	所　在　地 市町村	所　在　地 大　字
1	島本町	大沢（1）	14	島本町	大沢（3）
2	島本町	大沢（2）	15	島本町	尺代（4）
3	島本町	尺代（1）	16	島本町	尺代（5）
4	島本町	尺代（2）	17	島本町	尺代（6）
5	島本町	尺代、東大寺	18	島本町	尺代（7）
6	島本町	尺代、広瀬	19	島本町	広瀬
7	島本町	東大寺（1）	20	島本町	桜井（4）
8	島本町	桜井、広瀬	21	島本町	東大寺、広瀬
9	島本町	桜井（1）	22	島本町	山崎（1）
10	島本町	尺代（3）	23	島本町	山崎（2）
11	島本町	東大寺（2）	24	島本町	山崎（3）
12	島本町	桜井（2）	25	島本町	山崎（4）
13	島本町	桜井（3）			

資料１－22　崩壊土砂流出危険地区

（平成 31 年３月 31 日現在）

図面番号	所　在　地 市町村	所　在　地 大　字	図面番号	所　在　地 市町村	所　在　地 大　字
1	島本町	大沢（1）	9	島本町	大沢（5）
2	島本町	大沢（2）	10	島本町	大沢（6）
3	島本町	大沢（3）	11	島本町	尺代（2）
4	島本町	大沢（4）	12	島本町	尺代（3）
5	島本町	尺代	13	島本町	尺代（4）
6	島本町	尺代（1）	14	島本町	桜井
7	島本町	東大寺	15	島本町	広瀬
8	島本町	山崎			

資料１－23　土石流危険渓流位置図

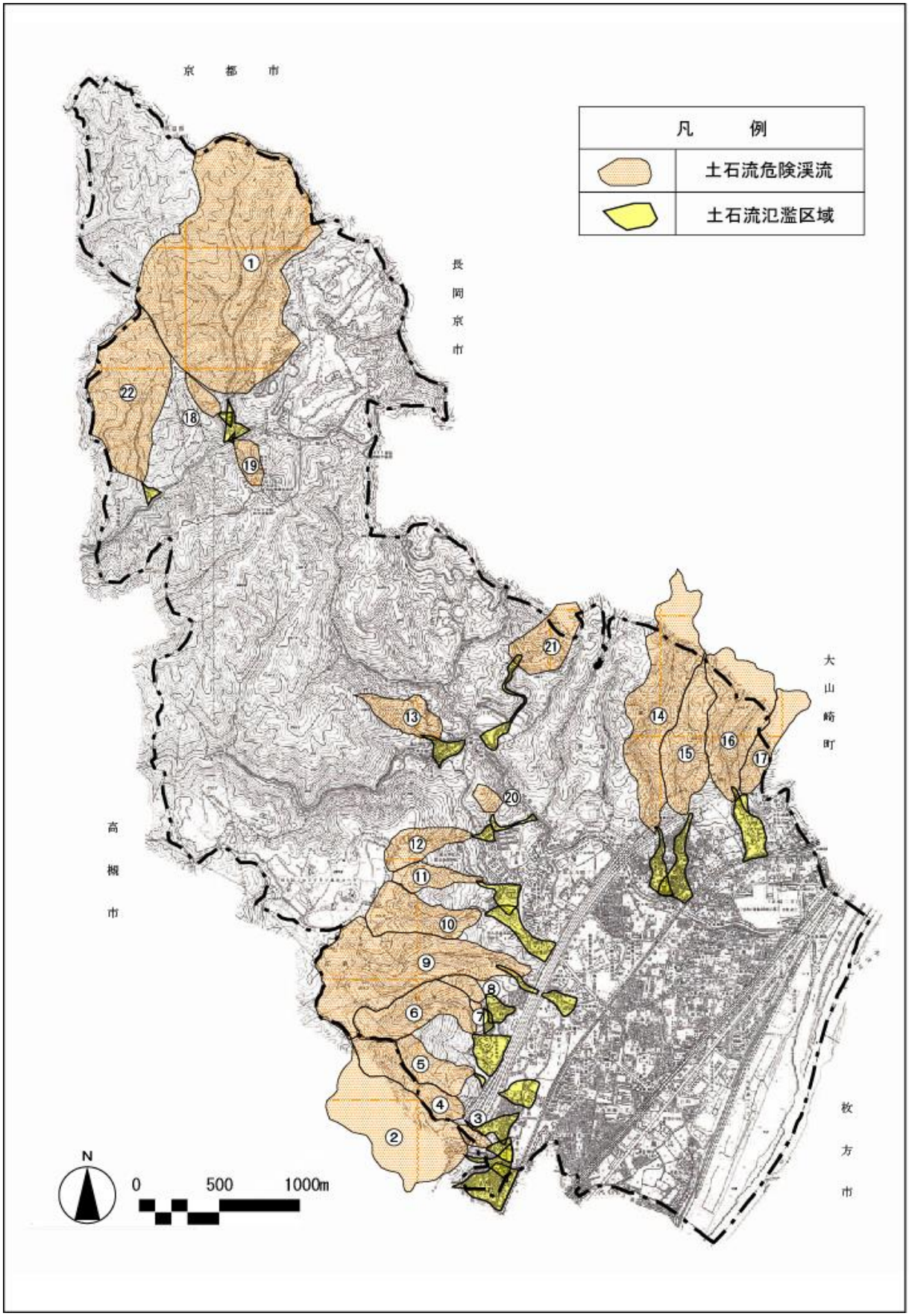

資料１－24　急傾斜地崩壊危険箇所・区域位置図

資料１－25　山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区位置図

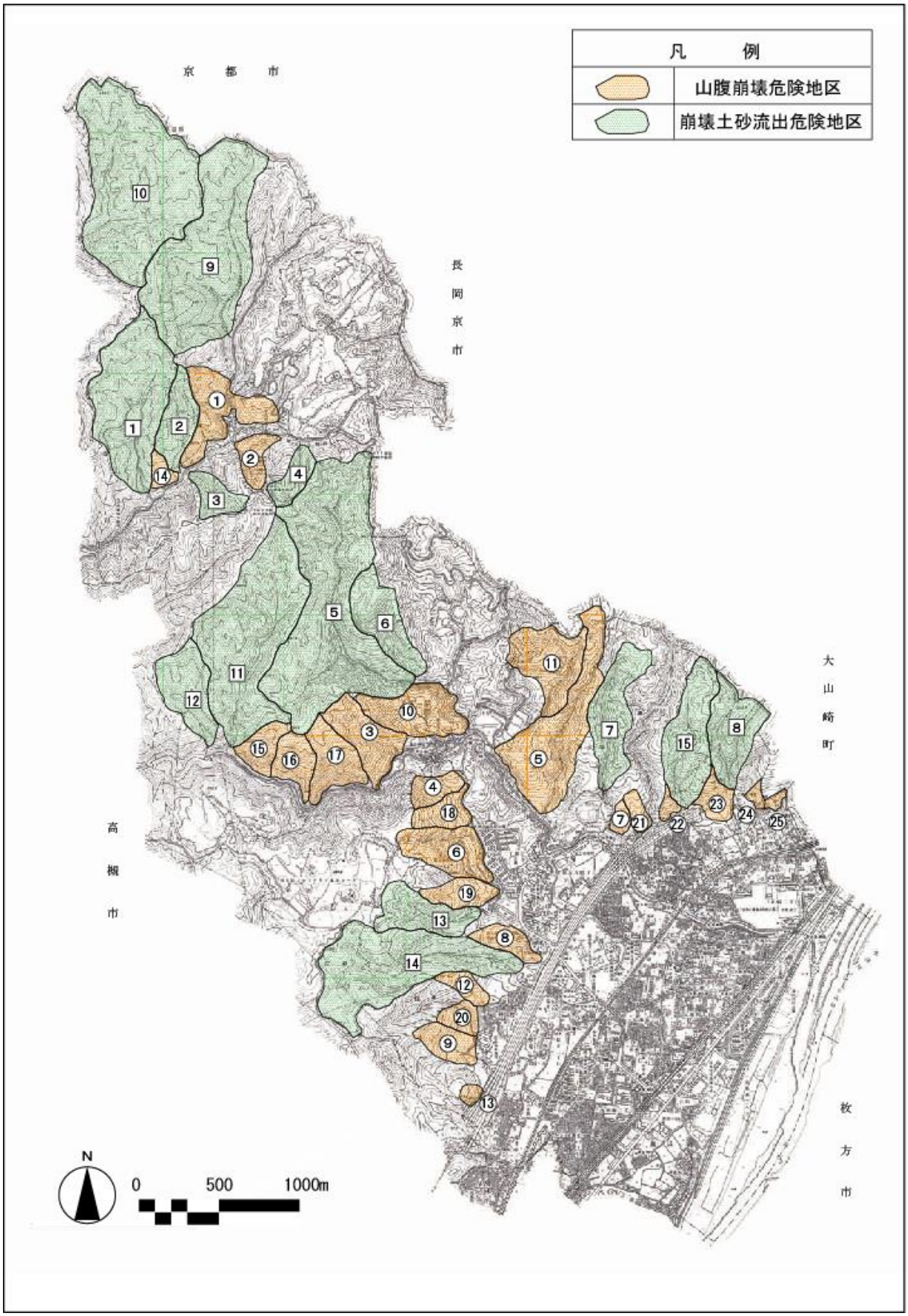

資料１－26　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

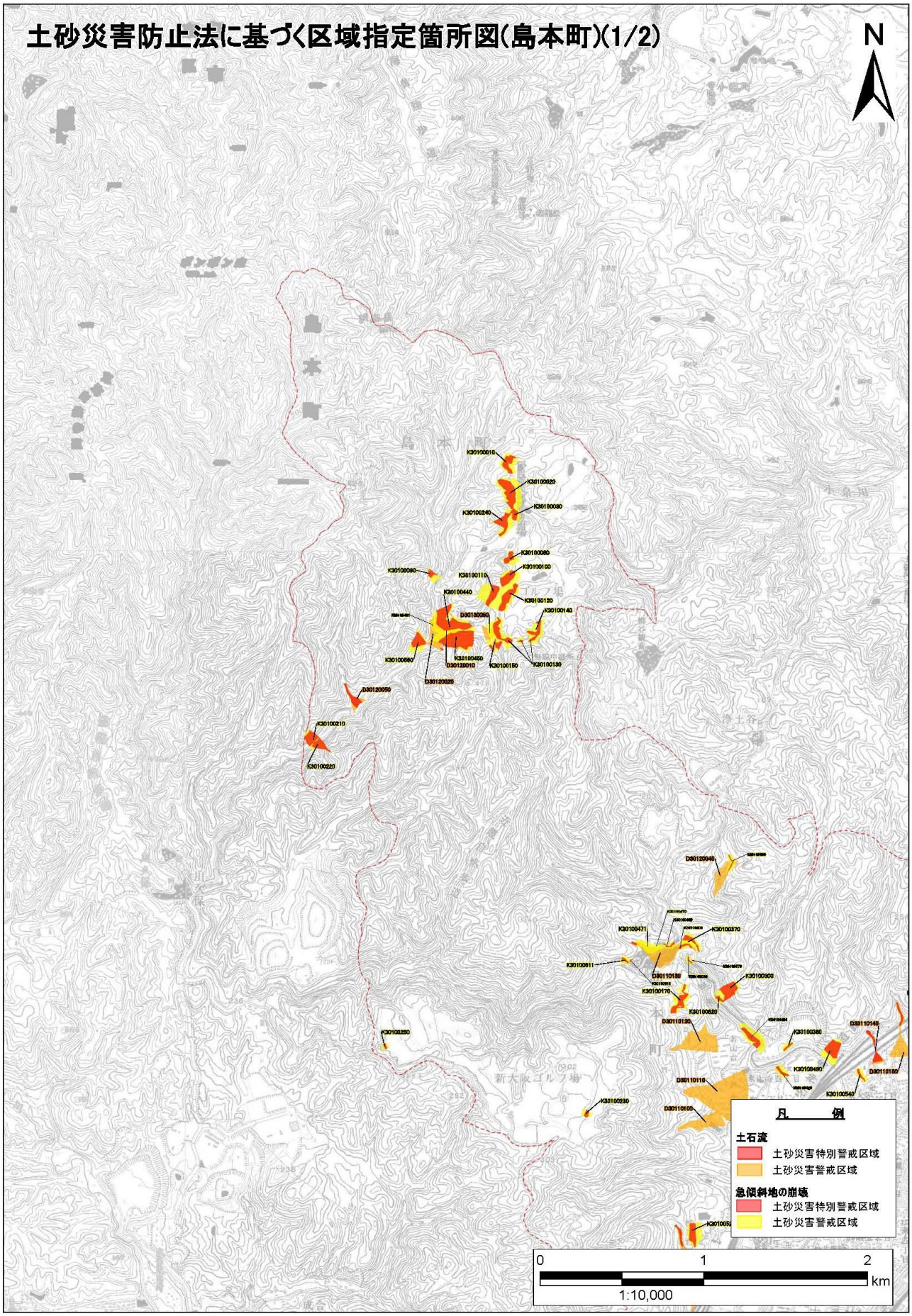

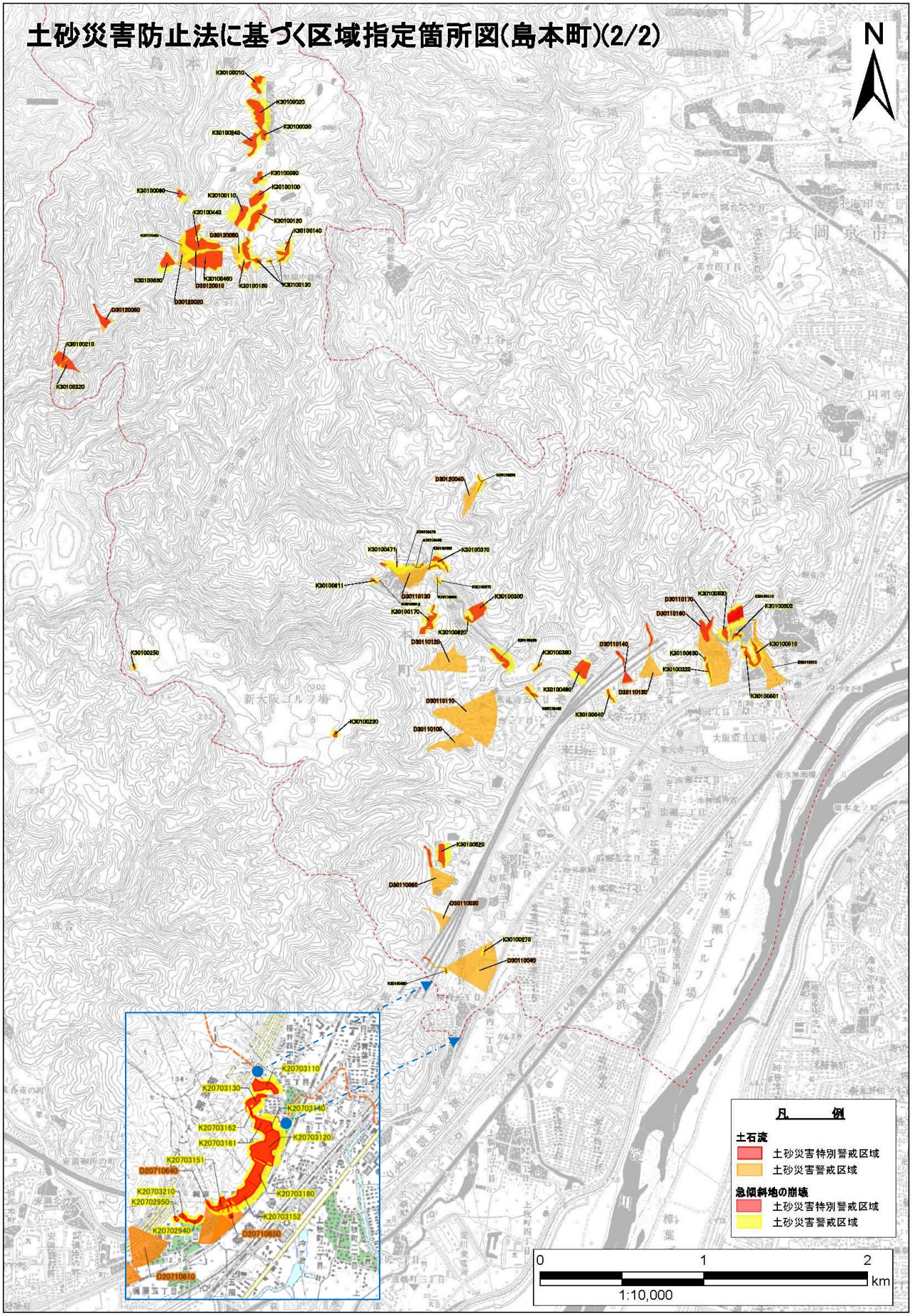
土砂災害防止法に基づく区域指定箇所図(島本町)(2/2)
N
凡　　例
土石流
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
0
1
2
km
1:10,000

（平成 31 年３月 31 日現在）

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
51	島本町	大沢	大沢（10）	K30100090	H18. 3.24	680	H18. 3.24	681
52	島本町	大沢	大沢（15）	K30100130	H18. 3.24	680	H18. 3.24	681
53	島本町	大沢	大沢（19）	K30100150	H18. 3.24	680	H18. 3.24	681
182	島本町	大沢	大沢（２）	K30100010	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
183	島本町	大沢	大沢（３）	K30100020	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
184	島本町	大沢	大沢（４）	K30100030	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
185	島本町	大沢	大沢（９）	K30100080	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
186	島本町	大沢	大沢（12）	K30100100	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
187	島本町	大沢	大沢（13）	K30100110	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
188	島本町	大沢	大沢（14）	K30100120	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
189	島本町	広瀬	広瀬（２）	K30100230	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
190	島本町	大沢	大沢（22）	K30100240	H18.12.26	2508	H18.12.26	2509
865	島本町	東大寺四丁目	東大寺（４）	K30100420	H21. 3.31	554	H21. 3.31	555
867	島本町	山崎五丁目	宮ノ前(1)-1	K30100500	H21. 3.31	554	－	－
869	島本町	山崎五丁目	宮ノ前(2)-1	K30100510	H21. 3.31	554	－	－
1736	島本町	東大寺	滝谷川	D30110140	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291
1737	島本町	東大寺	鈴谷川	D30110150	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291
1738	島本町	山崎	山崎谷	D30110160	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291
1739	島本町	山崎	山崎谷左１	D30110170	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291
1740	島本町	大沢	水無瀬川右３右一	D30120010	H24. 2.16	289	－	－
1741	島本町	大沢	水無瀬川左３	D30120020	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291
1742	島本町	尺代	水無瀬川左１右一	D30120040	H24. 2.16	289	－	－
1743	島本町	大沢	水無瀬川右２	D30120050	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291
1744	島本町	大沢	水無瀬川左４	D30130050	H24. 2.16	289	－	－
1745	島本町	桜井	越谷川右１	D30110040	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291
1746	島本町	桜井	越谷川右２	D30110050	H24. 2.16	289	－	－
1747	島本町	桜井	越谷川	D30110060	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291
1748	島本町	広瀬	越谷川左１左二	D30110100	H24. 2.16	289	－	－
1749	島本町	広瀬	越谷川左１左一	D30110110	H24. 2.16	289	－	－
1750	島本町	若山台二丁目	水無瀬川右１	D30110120	H24. 2.16	289	－	－
1751	島本町	尺代	水無瀬川左２	D30110130	H24. 2.16	289	H24. 2.16	291

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1752	島本町	尺代	仲の町―１地区	K30100470	H24. 2.16	289	－	－
1753	島本町	尺代	仲の町―２地区	K30100471	H24. 2.16	289	－	－
2969	島本町	尺代	尺代（11）	K30100300	H25. 4. 1	860	H25. 4. 1	861
2970	島本町	山崎	山崎（３）	K30100320	H25. 4. 1	860	H25. 4. 1	861
2971	島本町	尺代	尺代（18）	K30100370	H25. 4. 1	860	H25. 4. 1	861
2972	島本町	東大寺	東大寺（１）	K30100540	H25. 4. 1	860	H25. 4. 1	861
2973	島本町	仲ノ町	仲ノ町(2)-1	K30100611	H25. 4. 1	860	H25. 4. 1	861
2974	島本町	仲ノ町	仲ノ町(2)-2	K30100612	H25. 4. 1	860	H25. 4. 1	861
2975	島本町	尺代	尺代（12）	K30100620	H25. 4. 1	860	H25. 4. 1	861
2976	島本町	山崎	山崎（８）	K30100630	H25. 4. 1	860	H25. 4. 1	861
3392	島本町	大字大沢	大沢（16）	K30100140	H25.12.26	2255	H25.12.26	2256
3393	島本町	大字尺代	尺代（13）	K30100170	H25.12.26	2255	H25.12.26	2256
3394	島本町	大字大沢	大沢（20）	K30100210	H25.12.26	2255	H25.12.26	2256
3395	島本町	大字大沢	大沢（21）	K30100220	H25.12.26	2255	H25.12.26	2256
3396	島本町	大字尺代	尺代（20）	K30100250	H25.12.26	2255	H25.12.26	2256
3400	島本町	大字大沢	大沢（１）	K30100560	H25.12.26	2255	H25.12.26	2256
3409	島本町	山崎五丁目	宮ノ前(1)-1	K30100500	H26. 4.11	575	H26. 4.11	577
3410	島本町	山崎五丁目	宮ノ前(1)-2	K30100501	H26. 4.11	575	H26. 4.11	577
3411	島本町	山崎五丁目	宮ノ前(2)-1	K30100510	H26. 4.11	575	H26. 4.11	577
3672	島本町	山崎	大山崎Ｆ	K30190010	H27.3.24	436	H27.3.24	437
3673	島本町	山崎	西谷川	D30119010	H27.3.24	436	－	－
4473	島本町	大字尺代	尺代（４）	K30100290	H28.1.14	56	H28.1.14	57
4474	島本町	大字尺代	落合（２）	K30100460	H28.1.14	56	H28.1.14	57
4475	島本町	大字尺代	尺代（１）	K30100570	H28.1.14	56	H28.1.14	57
4476	島本町	大字尺代	尺代（２）	K30100590	H28.1.14	56	H28.1.14	57
4477	島本町	大字尺代	尺代（８）	K30100600	H28.1.14	56	H28.1.14	57

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4478	島本町	大字東大寺	東大寺（３）	K30100380	H28.1.14	56	H28.1.14	57
4479	島本町	大字大沢	内沢（１）－１	K30100431	H28.1.14	56	H28.1.14	57
4480	島本町	桜井四丁目	桜井（２）	K30100580	H28.1.14	56	H28.1.14	57
4683	島本町	大字大沢	内沢（２）	K30100440	H28.1.29	142	H28.1.29	143
4684	島本町	大字大沢	内沢（３）	K30100450	H28.1.29	142	H28.1.29	143
4685	島本町	大字東大寺	半坂	K30100490	H28.1.29	142	H28.1.29	143
4686	島本町	山崎五丁目	宮ノ前（１）－３	K30100502	H28.1.29	142	H28.1.29	143
7012	島本町	若山台二丁目、大字尺代及び大字東大寺	穴虫	K30100480	H28.9.6	1452	H28.9.6	1454
7013	島本町	桜井台及び大字桜井	桜井台	K30100520	H28.9.6	1452	H28.9.6	1454
計					６６箇所		５４箇所	

（高槻区域）

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1898	高槻市	神内一丁目	神内（４）	K20703140	H24.2.16	289	H24.2.16	291
1901	高槻市	神内一丁目	桜井（１）－２	K20703162	H24.2.16	289	H24.2.16	291
2413	高槻市	神内一丁目	神内（１）	K2070310	H24.3.30	591	H24.3.30	592
2414	高槻市	神内一丁目	神内（１）	K2070130	H24.3.30	591	H24.3.30	592
6081	高槻市	神内一丁目・桜井五丁目	桜井（１）－１	K20703161	H28.8.3	1239	H28.8.3	1240
計					５箇所		５箇所	

資料１－27　宅地造成工事規制区域

（平成 31 年３月 31 日現在）

市町村		１次指定	２次指定	３次指定	４次指定	５次指定
	告示	S 37. 4.11	S 39. 7. 9	S 43. 2. 8	S 51. 3.26	S 61. 3.24
	施行	S 38. 4.11	S 39. 7. 9	S 43. 2. 8	S 51. 4. 1	S 61. 3.31
島本町		301ha	－	－	－	－

市町村		６次指定	７次指定	８次指定	計
	告示	H5. 4.19	H7. 3.31	H10. 3.31	
	施行	H5. 5.10	H7. 3.31	H10. 5. 1	
島本町		－	－	1,036ha	1,337ha

資料１－28　危険物施設等

（危険物施設）　（平成 31 年３月 31 日現在）

合計	施設数																
	製造所	貯蔵所								取扱い所						少量危険物等	指定可燃物
		小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	給油	第一種販売	第二種販売	移送	一般		
127	1	28	18	1	0	9	0	0	0	11	5	0	0	0	6	80	7

（高圧ガス施設）　（平成 31 年３月 31 日現在）

合計	施設数								
	第一種製造者	第一種製造者（冷凍設備）	第二種製造者	第二種製造者（冷凍設備）	第一種貯蔵所	第二種貯蔵所	高圧ガス販売事業者	特定高圧ガス消費者	容器検査書
24	1	2	5	9	1	0	6	0	0

（液化石油ガス施設）　（平成 31 年３月 31 日現在）

合計	施設数				
	販売事業者	保安機関	特定供給設備	充てん設備	設備工事事業者
15	6	5	0	0	4

資料１－29　大阪府非常通信経路

（平成 31 年３月 31 日現在）

発信（市町村）	・・・・・：使送区間 －－－：無線区間 ～～～：有線区間	非常通信経路（中継）				着信（大阪府）
島本町 総務部 危機管理室	0.6K ・・・・・	島本町消防本部　（消防署）	消救 －－－	大阪市消防局 （指令情報センター）	府防 －－－	大阪府
	0.6K ・・・・・	島本町消防本部　（消防署）	（地域衛星通信ネットワーク） (防T):9-200-220-8921 (防F):9-200-220-8821		地星 －－－	
		衛星携帯電話	専用 －－－	交換機 （KDDI）	専用 ～～～	
	2.5K ・・・・・	国土交通省　淀川河川事務所 山崎出張所　（技術係）	－－－	近畿地方整備局 （情報通信技術課 通信ネットワーク係）	府防 －－－	
	0.5K ・・・・・	ＪＲ島本駅　（駅長室）	～～～	ＪＲ京橋駅 （駅長室）	1.4K ・・・・・	
		（地域衛星通信ネットワーク）		(防T):9-200-220-8921 (防F):9-200-220-8821	地星 －－－	

【回線種別の略式記号】

中　防：中央防災無線網（地上系）　中　星：中央防災無線網（衛星系）　消　防：消防防災無線網（地上系）
地　星：地域衛星通信ネットワーク　県　防：都道府県防災行政無線網（地上系）　市　移：市町村防災行政無線（移動系）
市　同：市町村防災行政無線（同報系）　水　防：水防道路用通信回線　警　察：警察用通信回線
消　救：消防・救急無線　防　衛：防衛用通信回線　相　互：防災相互通信用回線
海　保：海上保安用通信回線　専　用：電気通信事業者の専用回線　電　力：電気事業者用通信回線
非　常：非常呼出し用周波数（4,630kHz）　自　営：前記以外の自営無線通信網　その他：その他の通信回線
※斜体文字・二重下線の施設は、南海トラフ巨大地震による津波被害が想定される施設（近畿地方非常通信協議会　平成25年度調査結果）

資料１－30　大阪府防災行政無線通信系

大阪府防災行政無線　多重回線構成図

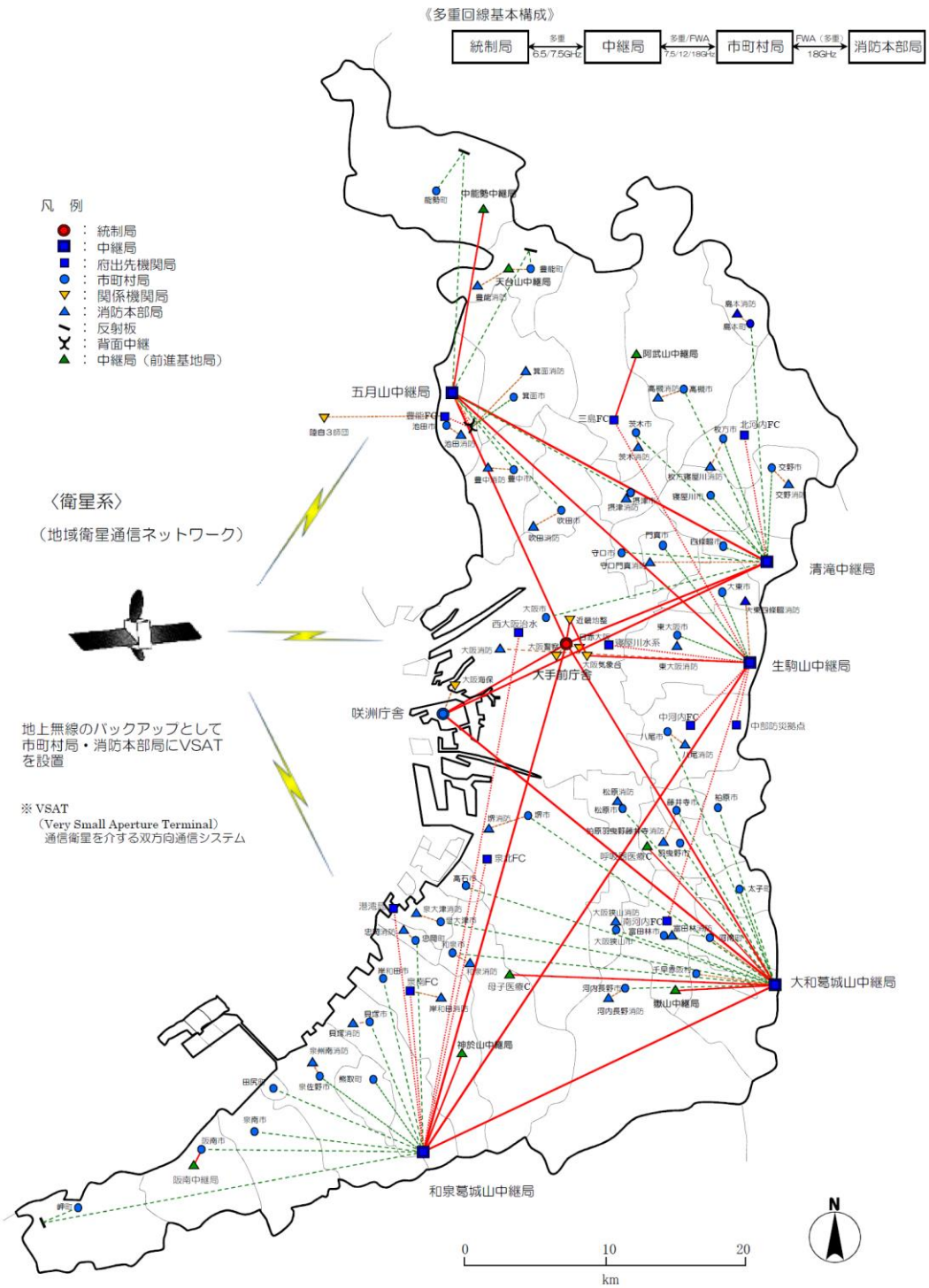

大阪府防災行政無線　多重回線構成図

資料１－31　災害時の町無線システム図

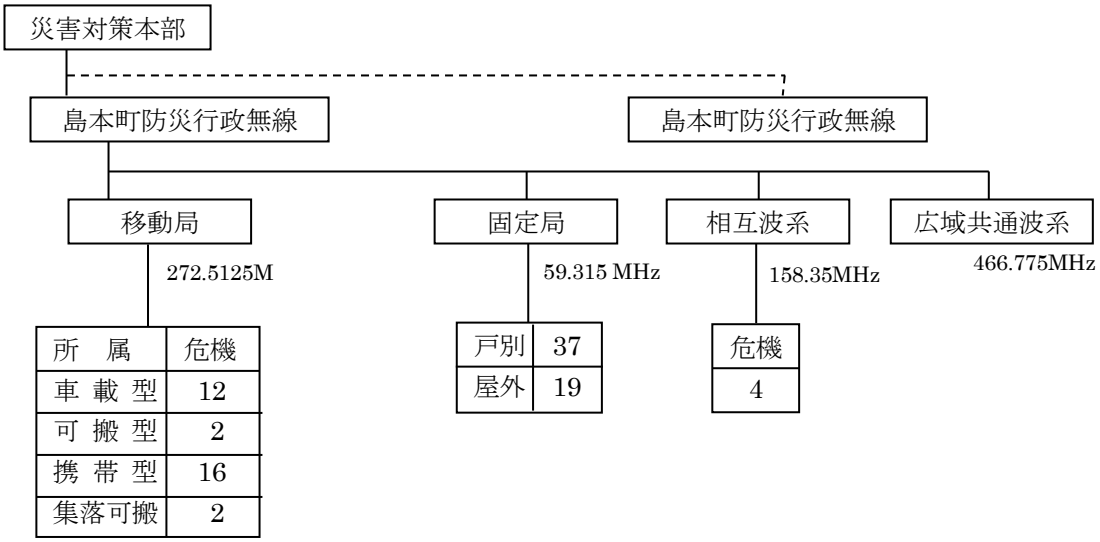

資料１－32　屋外式拡声式受信機設置場所

No	施　設　名	所　在　地
1	大　沢　集　会　所	島本町大字大沢
2	尺　代　公　会　堂	島本町大字尺代
3	東　大　寺　公　園	島本町東大寺三丁目
4	町立第三小学校	島本町桜井二丁目25番１号
5	水無瀬川緑地公園北側	島本町山崎二丁目1番
6	町立第一小学校	島本町広瀬一丁目5番5号
7	町立第一中学校	島本町水無瀬一丁目19番4号
8	旧町立やまぶき園	島本町青葉二丁目12番14号
9	町立第四小学校	島本町高浜二丁目2番1号
10	町立第二中学校	島本町東大寺四丁目150番地
11	町立人権文化センター	島本町広瀬二丁目22番27号
12	府営江川住宅集会所	島本町江川一丁目16番20号
13	水無瀬川緑地公園南側	島本町山崎二丁目1番
14	大阪水上隣保館遥学園	島本町山崎五丁目3番
15	後　山　第　一　公　園	島本町山崎五丁目2番
16	堂　ノ　後　公　園	島本町広瀬一丁目1番
17	若　山　台　公　園	島本町若山台二丁目6番
18	応　堂　寺　山　公　園	島本町桜井台13番3号
19	桜井西側分団詰所	島本町桜井五丁目16番17号

資料１－33　戸別受信機設置場所

No	施　設　名	所　在　地
1	町立第二保育所	島本町広瀬五丁目２番22号
2	町立第一小学校	島本町広瀬一丁目５番５号
3	広瀬公民館	島本町広瀬一丁目４番37号
4	教育センター	島本町広瀬三丁目１番30号
5	町立人権文化センター	島本町広瀬二丁目22番27号
6	ユニライフ山崎Ⅱ集会所	島本町山崎二丁目１番５号
7	山崎公民館	島本町山崎三丁目５番４号
8	第ニコミュニティセンター	島本町山崎三丁目２番５号
9	東大寺自治会集会所	島本町東大寺二丁目26番７号
10	商工会館	島本町百山４番１号
11	消防署	島本町若山台一丁目２番５号
12	町立第二小学校	島本町東大寺四丁目167番地
13	町立第二幼稚園	島本町東大寺四丁目150番地
14	町立第二中学校	島本町東大寺四丁目150番地
15	尺代公会堂	島本町大字尺代
16	清掃工場	島本町大字尺代490番地
17	旧町立やまぶき園	島本町青葉二丁目12番14号
18	町立体育館	島本町桜井二丁目11番22号
19	町立第四保育所	島本町桜井二丁目７番１号
20	桜井公会堂	島本町桜井二丁目12番12号
21	町立第三小学校	島本町桜井二丁目25番１号
22	町立第一幼稚園	島本町青葉三丁目１番１号
23	府立島本高校	島本町桜井台15番１号
24	町立第一中学校	島本町水無瀬一丁目19番４号
25	町立第四小学校	島本町高浜二丁目２番１号
26	高浜公会堂	島本町高浜一丁目14番１号
27	山崎ポンプ場	島本町山崎二丁目２番16号
28	玉子排水機場	高槻市東上牧三丁目30番１号
29	ふれあいセンター	島本町桜井三丁目４番１号
30	御所の内自治会集会所	島本町桜井四丁目376の14
31	東大寺三丁目自治会集会所	島本町東大寺三丁目８番10号
32	桜井台自治会集会所	島本町桜井台151-153
33	緑地公園住宅集会所	島本町山崎二丁目１番

資料１－34　集落可搬型移動局

No	施　設　名	所　在　地
1	大沢集会所	島本町大字大沢
2	尺代公会堂	島本町大字尺代

資料１－35　消防無線整備状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

デジタル波				
	基地局	車載無線	携帯無線	可搬無線
活動波１	○	○	○	○
活動波２	○	○	○	○
主運用波	○	○	○	○
統制波１	○	○	○	○
統制波２	○	○	○	○
統制波３	○	○	○	○
台　　数	１台	９台	19 台	１台

署活系携帯無線	
署活１	○
署活２	○
島高共通	○
防災相互波	○
台　　数	19 台

資料１－36　消防力の現有

（平成 31 年３月 31 日現在）

区　　分		数量
消防本部・署	消　防　本　部	1
	消　　防　　署	1
	消防職員（実員）	44
	消防ポンプ自動車台数	2
消　防　団	消　防　団　数	1
	分　　団　　数	9
	団員数（実員）	133
	消防ポンプ自動車台数	1

資料１－37　消防水利の現況

（平成 31 年３月 31 日現在）

区　　分		数　　量		
		計	公設	私設
消火栓		398	383	15
防火水槽	40 ㎥以上	83	48	35
	40 ㎥未満	15	8	7
その他	プール	7	－	－
	貯水槽	1	－	－
	その他	6	－	－

資料１－38　消防車両の保有状況

（平成 31 年３月 31 日現在）

車　両　名		台数	配置年月	備　　考
消防署	はしご車	1	平成 25 年２月	３５m級
	タンク車	1	平成 22 年１月	水Ⅱ型Ａ－２級（水槽２t）
	ポンプ車	1	平成 25 年１月	ＣＤ－Ⅰ型、Ａ－２級
	救　急　車	2	平成 30 年 12 月	高規格救急車
			平成 27 年１月	高規格救急車
	救助工作車	1	平成 31 年２月	４輪駆動、照明塔・ウインチ・クレーン
本部	査　察　車	1	平成 27 年８月	
	指　揮　車	1	平成 14 年６月	
	広報連絡車	1	平成 27 年 11 月	
	バイク	1	平成 27 年３月	５０cc
	トレーラー	1	平成 13 年 10 月	ポンプ車・救助工作車に牽引可能

資料１－39　消防団の現有勢力

（平成 31 年３月 31 日現在）

	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ積載車
本部附属		1	1
機動	1		
尺代		2	1
山崎		1	1
東大寺		1	1
広瀬		1	
桜井		1	1
桜井西側		1	1
高浜		1	1
合計	1	9	7

資料１－40－１　医療機関一覧

◇行政機関　（平成 31 年３月 31 日現在）

行政機関名	電話番号	所在地
島本町健康福祉部いきいき健康課	075-961-1122	桜井三丁目４番１号（ふれあいセンター）
大阪府茨木保健所	072-624-4668	茨木市大住町８番11号

◇病院

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号	FAX番号
水無瀬病院	内・外・整・脳外・皮膚・泌尿・麻酔・放射線・リウマチ・リハビリ・眼	高浜三丁目２番26号	962-5151	961-5840

◇医院・診療所

医療機関名	診療科目	所在地	電話番号	FAX番号
尼子小児科医院	児	若山台二丁目６番５-101号	962-0797	－
上田医院	内・消化器	青葉一丁目６番３号	962-3409	962-3409
岸外科医院	外・胃・循環器	広瀬五丁目４番12号	962-5555	962-5556
ごう内科クリニック	内・循環器	江川二丁目11番11号(友永ﾋﾞﾙ1F)	962-5255	962-5255
西本医院	外・循環器・呼吸器	広瀬三丁目６番１号	961-0107	961-0501
楠薫堂医院	内	青葉二丁目16番14号	961-0369	963-2121
ふじよし医院	内・神経内科	広瀬四丁目12番３号	962-2582	961-4474
山口診療所	内・児・理・胃・外・放射線	水無瀬一丁目14番12号	962-5502	962-5513
関内科医院	内	東大寺三丁目１番33号	962-3456	962-3464
誠友会ふれあい診療所	内・整外・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 外・循環器・リウマチ	水無瀬二丁目５番１号	963-2112	963-2535
髙島クリニック	内・消化器	山崎二丁目１番８号	963-0555	963-0556
もり整形外科・リウマチ科クリニック	整外・ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	水無瀬一丁目23番４号	962-0750	962-0770
なかこうじ内科・循環器内科	内・循環器	水無瀬一丁目23番４号	963-2277	963-2278
いとうクリニック	腎・泌尿器科	江川二丁目16番地７号	874-4775	874-4665
社会福祉法人大阪水上隣保館附属診療所さくらクリニック	児・内	広瀬四丁目22番１号	962-0771	962-0771

１．資料

◇産婦人科・耳鼻科・眼科医院・皮膚科

医　療　機　関　名	診療科目	所　　在　　地	電話番号	FAX番号
加藤産婦人科クリニック	産科・婦人科	水無瀬一丁目14番13号	962-3355	961-5274
大 村 耳 鼻 咽 喉 科	耳鼻科	広瀬五丁目４番５号	963-2080	963-2081
ナ ン バ 眼 科 医 院	眼科	江川二丁目13番２-101号	962-1121	962-1121
中　川　皮　ふ　科	皮膚科	広瀬一丁目１番31号	963-3100	963-3101
のなか眼科クリニック	眼科	水無瀬一丁目23番４号 島本健康モール２F	748-9300	748-9301
山村皮フ科クリニック	皮膚科	水無瀬一丁目23番４号 島本健康モール３F	963-1211	963-1112
み な せ 耳 鼻 咽 喉 科	耳鼻咽喉科	水無瀬一丁目18番13号 エクセル水無瀬２階	963-2287	963-2286

◇歯科医院

医　療　機　関　名	診療科目	所　　在　　地	電話番号	FAX番号
安　達　歯　科　医　院	歯科・小児歯科・口腔外科	桜井一丁目５番43号	962-3961	962-3961
井　上　歯　科　医　院	歯科・矯正	広瀬一丁目４番10号	961-6480	－
か と う 歯 科 医 院	歯科・矯正・小児歯科	青葉一丁目７番14号	961-6667	961-6667
河　原　歯　科　医　院	歯科・小児歯科・口腔外科	江川二丁目11番４号	962-8144	
善　歯　科　医　院	歯科・矯正・小児歯科	水無瀬二丁目２番２号	961-0741	961-0741
トヨシマ歯科口腔外科	歯科・口腔外科	高浜三丁目１番4号	961-0418	961-0418
も り た 歯 科 医 院	歯科	水無瀬二丁目2番６ 第２水無瀬ハイツ206号	962-1958	－
大　山　歯　科　医　院	歯科・小児歯科	若山台二丁目６番2-106号	962-8000	－
に　し　ぐ　ち　歯　科	歯科・小児歯科	水無瀬一丁目13番12号	961-8855	961-8855
は　ら　だ　歯　科	歯科・小児歯科	水無瀬一丁目23番４号	962-4618	962-4618

◇夜間休日応急診療所

医　療　機　関　名	診療科目	所　在　地	電話番号
高槻島本夜間休日応急診療所	内・外・児・歯	高槻市南芥川11番１号	072-683-9999

◇救命救急センター

医　療　機　関　名	診療科目	住　　所	電話番号
大阪府三島救命救急センター	重篤患者を対象とする	高槻市南芥川11番１号	072-683-9911

資料１－40－２　災害時の無線（ＭＣＡ）による通信手段

災害時には、救護所（ふれあいセンターいきいき健康課）にＭＣＡ無線を設置し、救護対策本部（大阪府三島救命救急センター）などと通信体制を確保している。

通信先
高槻市医師会事務局
大阪府三島救命救急センター
大阪医科大学附属病院
高槻赤十字病院
北摂総合病院
三康病院
みどりヶ丘病院
高槻病院
第一東和会病院
水無瀬病院
大阪医科大学三島南病院
うえだ下田部病院
高槻市役所

資料１－41　緊急交通路一覧

区　　分	路　　線　　名	区　　間
広域緊急交通路	名神高速道路	高槻市境界～京都府境界
	国道171号	高槻市境界～京都府境界
地域緊急交通路	府道西京高槻線	高槻市境界～京都府境界
	府道柳谷島本線	府道西京・高槻線～京都府境界
	府道伏見柳谷高槻線	京都府境界～高槻市境界
	町道高浜桜井幹線	国道171号～府道西京・高槻線
	町道東大寺水無瀬鶴ヶ池線	全線
	町道山崎２号幹線	全線
	町道東大寺山崎２号幹線	全線
	町道広瀬桜井幹線	全線
	町道水無瀬山崎幹線	全線
	町道山崎１号幹線	全線
	町道山崎８号線	全線

平成29年12月

広域緊急交通路

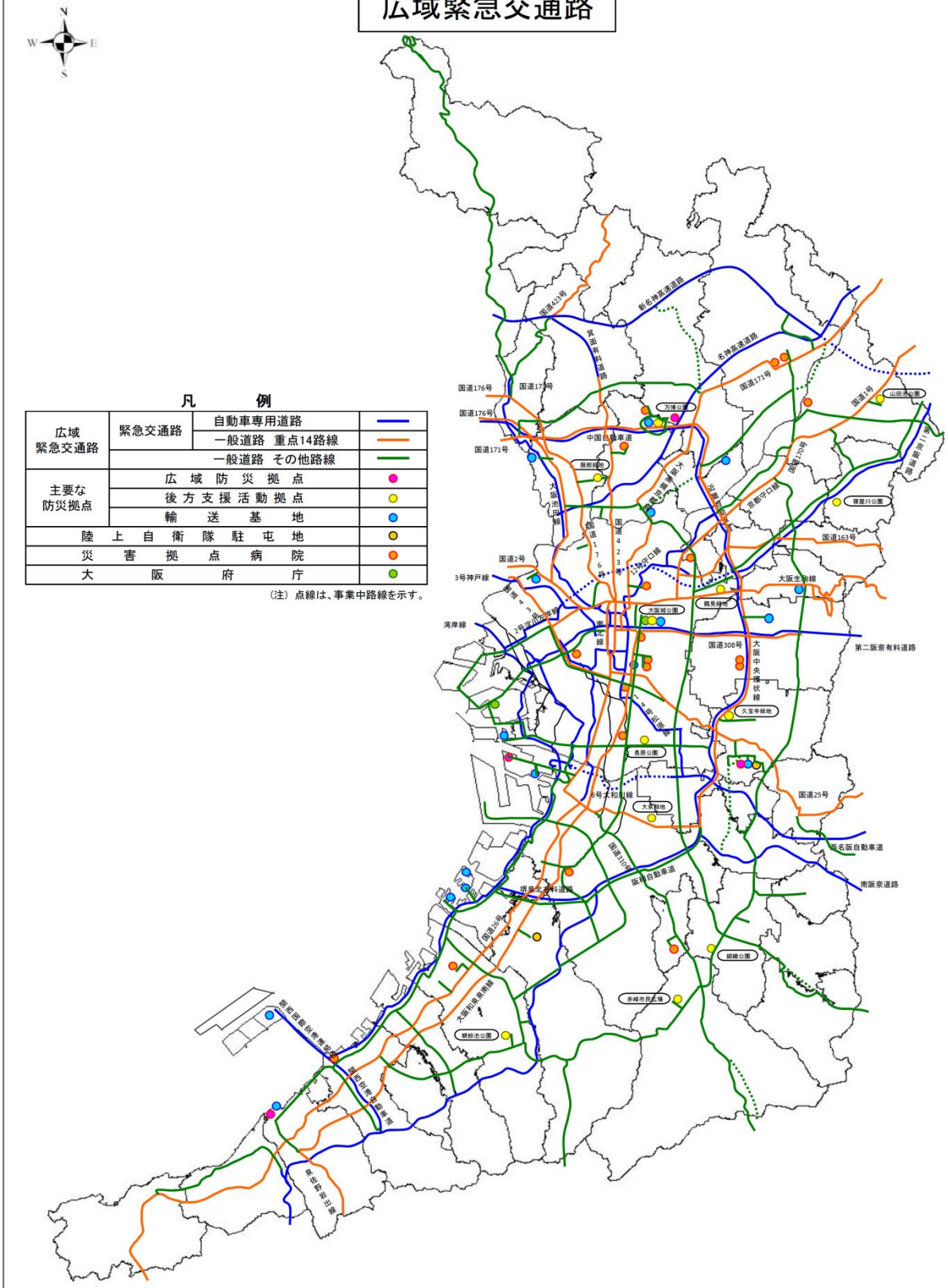

凡　　例

広域緊急交通路	緊急交通路	自動車専用道路	
		一般道路　重点14路線	
		一般道路　その他路線	
主要な防災拠点	広域防災拠点		
	後方支援活動拠点		
	輸送基地		
陸上自衛隊駐屯地			
災害拠点病院			
大阪府庁			

（注）点線は、事業中路線を示す。

資料１－42　災害時用臨時ヘリポート

（平成 31 年３月 31 日現在）

施　設　名	所在地	管　　理　　者	幅×長さ	備　　考
淀川河川公園	島本町江川一丁目地先	近畿地方整備局淀川河川事務所 072-843-2861	200m×150m	大型駐機可能
水無瀬川緑地公園	島本町山崎二丁目	都市創造部都市整備課	50m×50m	中型駐機可能

資料１－43　一時避難地

番号	施　設　名	電　話	所　在　地	面　積 (㎡)
1	町立第一小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	961-1193	広瀬一丁目５番５号	5,020
2	東大寺公園		東大寺三丁目	5,970
3	町立第二小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	961-1195	東大寺四丁目167番地	8,500
4	町立第二中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	962-1177	東大寺四丁目150番地	10,600
5	若山台公園		若山台二丁目	6,650
6	（仮）半坂広場		東大寺380－１	540
7	山崎ポンプ場	961-2739	山崎二丁目２番16号	700
8	町立第三小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	962-2521	桜井二丁目25番１号	6,400
9	府立島本高校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	962-3265	桜井台15番１号	7,300
10	ふれあいセンター	961-1010	桜井三丁目４番１号	1,540
11	町立第一中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	961-1197	水無瀬一丁目19番４号	7,600
12	町立第四小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	962-2311	高浜二丁目２番１号	11,100
13	江川公園		江川一丁目	1,970
			合　　計	73,890

資料１－44　広域避難地

番号	名　　称	電　話	所　在　地	面積(㎡)
1	淀川河川公園		江川一丁目地先	39,000
2	水無瀬川緑地公園		山崎二丁目	31,000

資料１－45　避難所

番号	施設名	電話	所在地	面積（㎡）	
				屋内	屋外
1	町立第二保育所	961-0960	広瀬五丁目２番22号	120	590
2	町立第一小学校	961-1193	広瀬一丁目５番５号	450	5,020
3	広瀬公民館	961-4967	広瀬一丁目４番37号	180	0
4	教育センター	962-4255	広瀬三丁目１番30号	150	0
5	町立人権文化センター	962-4402	広瀬二丁目22番27号	250	0
6	ユニライフ山崎Ⅱ集会所	961-5088	山崎二丁目１番５号	90	0
7	山崎公民館		山崎三丁目５番４号	100	0
8	第二コミュニティセンター	962-2087	山崎三丁目２番５号	140	0
9	東大寺自治会集会所	962-4030	東大寺二丁目25番７号	50	0
10	東大寺三丁目自治会集会所		東大寺三丁目８番10号	70	0
11	商工会館	962-5112	百山４番１号	180	0
12	町立第二小学校	961-1195	東大寺四丁目167番地	500	8,500
13	町立第二中学校	962-1177	東大寺四丁目150番地	930	10,600
14	尺代公会堂		尺代424番地	30	0
15	清掃工場	961-7776	尺代490番地	50	610
16	大沢集会所		大沢609番地	30	0
17	御所の内自治会集会所		桜井四丁目９番12号	30	0
18	ふれあいセンター	961-1010	桜井三丁目４番１号	1,500	1,540
19	町立体育館	962-1331	桜井二丁目11番22号	890	0
20	町立第四保育所 ※令和２年度中までふれあいセンターへ移転予定	962-6376	桜井二丁目７番１号	140	430
21	桜井公会堂	962-6779	桜井二丁目12番12号	190	0
22	町立第三小学校	962-2521	桜井二丁目25番１号	610	6,400
23	町立第一幼稚園	961-6456	青葉三丁目１番１号	350	730
24	府立島本高校	962-3265	桜井台15番１号	1,200	7,300
25	町立第一中学校	961-1197	水無瀬一丁目19番４号	860	7,600
26	町立第四小学校	962-2311	高浜二丁目２番１号	730	11,110
27	高浜公会堂	962-4898	高浜一丁目14番１号	110	0
28	桜井台自治会集会所		桜井台151番地153	70	0
29	緑地公園住宅集会所	962-2910	山崎二丁目１番９号	115	0
30	府営島本江川住宅集会所	962-8373	江川一丁目16番20号	100	0
31	若山台集会所	962-7048	若山台二丁目３番28号	50	0
32	若山台第二住宅集会	962-7219	若山台一丁目３番７号	35	0
33	若山台第三住宅集会	962-8622	若山台一丁目５番16号	40	0
34	高浜西自治会集会所		高浜二丁目17番４号	70	0
合計				10,410	60,430

資料１－46　福祉避難所

番号	施設名	電話	所在地
1	特別養護老人ホーム弥栄の郷	961-0171	山崎五丁目３番25号
2	老人保健施設「若山荘」	961-6789	大字広瀬1121番地

資料１－47　緊急交通路、防災拠点、避難地等位置図

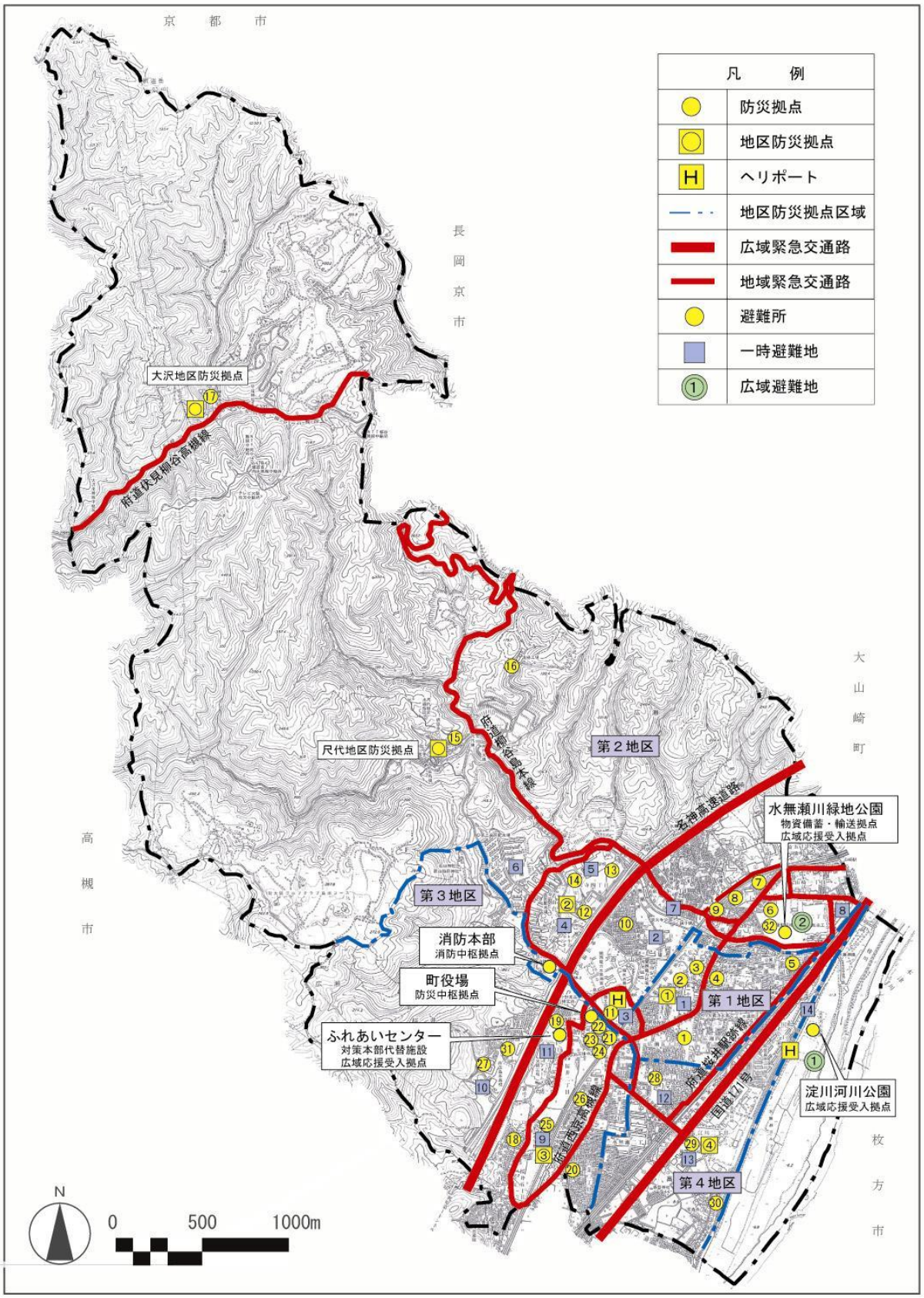

資料１－48　応急仮設住宅建設候補地

番号	施　設　名	電　話	所　在　地	面　積（㎡）
1	水無瀬川緑地公園		山崎二丁目	15,500
2	町立第一小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	961-1193	広瀬一丁目５番５号	5,020
3	町立第二小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	961-1195	東大寺四丁目167番地	8,500
4	町立第三小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	962-2521	桜井二丁目25番１号	6,400
5	町立第四小学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	962-2311	高浜二丁目２番１号	11,100
6	町立第一中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	961-1197	水無瀬一丁目19番４号	7,600
7	町立第二中学校ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	962-1177	東大寺四丁目150番地	10,600
合　計				64,720

資料１－49　災害時貯水施設一覧表

（平成 31 年３月 31 日現在）

施　設　名	所在地	容量（㎥）
大藪浄水場	広瀬三丁目 12 番 10 号	500
水無瀬川緑地公園（耐震貯水槽）	山崎二丁目	100
飲料水用耐震貯水槽	若山台一丁目	4

資料１－50　応急給水資機材一覧表

（平成 31 年３月 31 日現在）

事　項	容 量	個 数
給水タンク	1.0ｔ	1
給　水　袋	6 ﾘｯﾄﾙ	500

資料１－51　大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について

１　重要物資確保の基準について

①　食料
避難所避難者数×3 食×1.2（注）
(注)1.2 は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。

②　高齢者用食
上記で算出した数量のうち、５％（80 歳以上人口比率）を高齢者食とする。

③　毛布
避難所避難者数×必要枚数 2 枚/人

④　育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む。）
避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130ｇ/人/日

⑤　哺乳瓶
避難所避難者数×1.6%（0～1 歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1 本（注）/人
（注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は 5 回/人/日とする。
※市町村は、必要数分（100%）、府は予備分とする。

⑥　乳児・小児用おむつ
避難所避難者数×2.5%（0～2 歳人口比率）×8 枚/人/日

⑦　大人用おむつ
避難所避難者数×必要者割合 0.005×8 枚/人/日

⑧　簡易トイレ
避難所避難者数×0.01
※避難所避難者 100 人に 1 基、市町村はＢＯＸ型（マンホールトイレ等含む）、府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。

⑨　生理用品
避難所避難者数×48%（12～51 歳人口比率）×52%（12～51 歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5 枚/人/日

⑩　トイレットペーパー
避難所避難者数×7.5m/人/日

⑪　マスク
避難所避難者数×1.8%

※府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋

２　避難所必要面積について
避難所生活者数（一人当たり 1.65 ㎡）を収容することができる避難所面積を確保

３　広域避難地必要面積について
延焼火災から一時的に避難することができる広域避難地（一人当たり１㎡）の有効面積を確保

４　応急仮設住宅建設予定地について
全壊に焼失を加えた世帯数に救助法の設置戸数（３割）を勘案し、１戸当たり 50 ㎡（救助法の住宅基準の約２倍）で算出した応急仮設住宅建設予定地面積を確保

５　重要物資備蓄目標量

被災者支援のために特に必要とする食料など 11 品目を重要物資と位置づけ、府と町で１：１を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

品目	重要物資備蓄目標量
食料（食）	5,991
高齢者用食（食）	300
毛布（枚）	3,328
育児用調整粉乳　（人／日）	19
哺乳瓶（本）	38
乳児・小児用おむつ（枚）	333
大人用おむつ（枚）	67
簡易トイレ（個）	34
生理用品（個）	325
トイレットペーパー（m）	12,480
マスク（枚）	30

資料１－52　計測震度計設置場所

地　区	番号	市町名	設置場所
三　島	12	島本町	島本町消防本部

資料１－53　し尿収集車両一覧

種　　別	委　託
バキューム車	1

資料１－54　ごみ関係車両一覧

車　　種	積載量(ｔ)		台数(台)	用　　途
パッカー（委託）	2		4	ごみ処理
平トラック（直営）	2		2	ごみ処理
平トラック（直営）	10		1	〃
平トラック（委託）	2		1	ごみ収集
合　　計	－		8	

資料１－55　ごみ処理施設

名　　称	所　在　地	処理能力等	種　類	電　　話
島本町清掃工場	島本町大字尺代490	23ｔ／8時間×2基	焼却	075-961-7776
〃	〃	6ｔ／5時間	破砕	〃

資料１－56　協定締結一覧

協　定　名　称	締　結　相　手	協　定　締　結　日
三島地域災害時相互応援に関する協定書	吹田市・茨木市・高槻市・摂津市	平成25年9月1日
島本町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人島本町社会福祉協議会	平成 26 年 1 月 26 日
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 26 年 7 月 18 日
災害時における施設利用の協力に関する協定書	大新東株式会社	平成 26 年 8 月 20 日
災害時の医療救護に関する協定書	一般社団法人高槻市医師会	平成 26 年 3 月 18 日
災害時の歯科医療救護に関する協定書	一般社団法人高槻市歯科医師会	平成 26 年 3 月 18 日
災害時の医療救護に関する協定書	一般社団法人高槻市薬剤師会	平成 26 年 3 月 18 日
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 26 年 7 月 18 日
災害時における施設利用の協力に関する協定書	大新東株式会社	平成 26 年 8 月 20 日
災害時における指定緊急避難場所の指定に関する協定書	トッパンフォームズ株式会社	平成 27 年 3 月 20 日
災害時における石油燃料の供給に関する協定書	上原成商事株式会社	平成 27 年 6 月 10 日
災害時における石油燃料の供給等に関する協定書	株式会社関西宇佐美	平成 27 年 6 月 23 日

災害発生時における島本町と山崎郵便局及び島本町内郵便局の協力に関する協定書	山崎郵便局及び島本町内郵便局	平成 27 年 6 月 17 日
北摂地域における災害等廃棄物の処置に係る相互支援協定書	豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・能勢町・豊能町・豊中市伊丹市クリーンランド管理者・猪名川上流広域ごみ処理施設組合	平成 27 年 7 月 1 日
災害時における物資等の確保に関する協定書	生活協同組合コープこうべ	平成 27 年 8 月 21 日
災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ダイエー	平成 27 年 8 月 26 日
災害時における相互応援に関する協定書	大山崎町	平成 27 年 9 月 1 日
災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定書	一般財団法人大阪府ＬＰガス協会高槻支部	平成 27 年 11 月 18 日
大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定書	大阪府北部農と緑の総合事務所東部土地改良区・高槻市・島本町	平成 28 年 11 月 14 日
災害時における防災活動協力に関する協定書	小野薬品工業株式会社水無瀬研究所	平成 28 年 12 月 8 日
防災情報表示付き電柱広告の掲出に関する協定	関電サービス株式会社	平成 29 年 4 月 3 日
災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定書	大阪葬祭事業協同組合	平成 29 年 5 月 16 日
災害発生時における施設利用の協力に関する協定書	大阪府立島本高等学校	平成 29 年 7 月 10 日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成 29 年 8 月 30 日
災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道道路管理業組合	平成 29 年 9 月 1 日
大規模な水害時における指定緊急避難場所の指定に関する協定書	阪急不動産株式会社	平成 29 年 9 月 21 日
災害時における福祉避難所等の開設・運営協力等に関する協定	島本町社会福祉施設地域貢献連絡会	平成 29 年 10 月 19 日
災害発生時における支援協力に関する協定	大阪土地家屋調査士会三島支部	平成 29 年 9 月 25 日
洪水関連標識の維持管理等に関する覚書	阪急電鉄株式会社高槻市駅	平成 30 年 4 月 10 日
災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコムウエスト	令和元年 8 月 6 日
災害時における情報提供に関する協定書	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー	令和元年 7 月 18 日
災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書	大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー	令和元年 7 月 18 日

資料１－57　原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（原子力災害対策指針（平成 30 年 10 月１日　原子力規制委員会））

（１／２）

			ＵＰＺ外（概ね 30km～） ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	―	―	―	―
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	―	―	【避難】 ・要配慮者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	施設敷地緊急事態（原災法１０条の通報すべき基準を採用。ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。）	原子力事業者	―	―	・緊急時モニタリングの準備及び支援	―
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	―	【避難】 ・要配慮者等の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力
		国	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請
	全面緊急事態（原災法１５条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。）	原子力事業者	―	―	・緊急時モニタリングの実施及び支援	―
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	―	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力
		国	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・自治体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備（避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）への協力を要請

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

（２／２）

			ＵＰＺ外（概ね 30km～） ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。				
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
ＯＩＬ	ＯＩＬ１	原子力事業者	―	―	―	―	―
		地方公共団体	―	―	―	【避難】 ・（近）避難の実施	【避難】 ・（遠）避難の受入れ
		国	―	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	―	【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）自治体に避難の実施を指示	【避難】 ・（遠）自治体に避難受入れを要請
	飲食物に係るスクリーニング基準	原子力事業者	―	―	・緊急時モニタリングの実施及び支援	―	
		地方公共団体	―	・住民等への情報伝達	―	―	
		国	―	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
	ＯＩＬ４	原子力事業者	―	―	―	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	
		地方公共団体	―	・住民等への情報伝達	―	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	
		国	―	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	―	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	
	ＯＩＬ２	原子力事業者	―	―	・緊急時モニタリングの実施及び支援	―	
		地方公共団体	―	・住民等への情報伝達	―	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施	【一時移転】 ・（遠）一時移転の受入れ
		国	―	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・（近）自治体に一時移転の実施を指示	【一時移転】 ・（遠）自治体に一時移転の受入れを要請
	ＯＩＬ６	原子力事業者	―	―	―	―	
		地方公共団体	―	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
		国	―	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

資料１－58　浸水想定区域内にある施設等

施設			淀川浸水想定浸水深	桂川浸水想定浸水深	水無瀬川浸水想定浸水深危険度200
施設種別	名称	所在地住所			
保育所	島本町立第二保育所	618-0011 島本町広瀬五丁目 2 番 22 号	2.02	－	0.15
保育所	山崎保育園	618-0001 島本町山崎二丁目 1 番 6 号	3.56	0.80	2.04
保育所	高浜学園	618-0012 島本町高浜一丁目 1 番 7 号	5.30	－	1.50
保育所	RICホープ水無瀬保育園	618-0011 島本町広瀬三丁目 10 番 24 号水無瀬神宮内	2.43	－	0.73
保育所（小規模）	RIC ホープ島本保育園	618-0013 島本町江川一丁目 15 番 17-102 号	3.60	－	0.99
保育所（小規模）	ぬくもりのおうち保育島本園	618-0014 島本町水無瀬一丁目 17 番 12 号	4.19	－	0.92
保育所（小規模）	るりの詩保育園	618-0013 島本町江川二丁目 13 番 1 号	4.15	－	1.01
地域子育て支援拠点事業	山崎保育園ぱんだのいえ	618-0013 島本町江川二丁目 13 番 1-101 号	4.15	－	1.01
幼稚園	島本町立第一幼稚園	618-0015 島本町青葉三丁目 1 番 1 号	2.63	－	－
就労継続支援（B型）	福祉事業所すばる	618-0013 島本町江川2丁目2番2号	3.87	－	1.18
自立訓練（生活訓練）	福祉事業所すばる	618-0013 島本町江川2丁目2番2号	3.87	－	1.18
共同生活援助	わくわくホーム	618-0013 島本町江川一丁目 13 番 府営島本江川住宅第 13 棟 301 号	3.55	－	0.99
共同生活援助	杏樹ホーム	618-0011 島本町広瀬三丁目12番 31 号	3.27	－	1.46
放課後等デイサービス	クローバーしまもと	618-0011 島本町広瀬五丁目 14 番 24 号	1.48	－	0.12
老人福祉施設	医療法人清仁会東大寺デイサービスセンター	618-0002 島本町東大寺一丁目 10 番 11 号	2.32	－	0.56

施設			淀川浸水想定浸水深	桂川浸水想定浸水深	水無瀬川浸水想定浸水深危険度200
施設種別	名称	所在地住所			
老人福祉施設	万葉館デイサービスセンター	618-0011 島本町広瀬四丁目 25 番 13 号	4.23	－	1.24
老人福祉施設	デイサービスセンター種くら	618-0012 島本町高浜一丁目 27 番 8 号	4.76	－	0.77
老人福祉施設	医療法人もり整形外科リウマチ科クリニック	618-0014 島本町水無瀬 1 丁目 23 番 4 号	2.67	－	0.003
老人福祉施設	エルケア株式会社デイサービスみなせ	618-0014 島本町水無瀬一丁目 20 番 2 号	3.54	－	0.61
老人福祉施設	医療法人誠友会ふれあい診療所	618-0014 島本町水無瀬二丁目 5 番 1 号	4.01	－	0.92
老人福祉施設	グループホームみなせ	618-0015 島本町青葉一丁目 20 番 13 号	4.33	－	0.08
学校施設	島本町立第一小学校	618-0011 島本町広瀬一丁目５番５号	0.90	－	0.27
学校施設	島本町立第三小学校	618-0022 島本町桜井二丁目 25 番 1号	3.22	－	－
学校施設	島本町立第四小学校	618-0012 島本町高浜二丁目２番１号	4.49	－	0.82
学校施設	島本町立第一中学校	618-0014 島本町水無瀬一丁目 19 番4号	4.15	－	0.76

資料１－59　土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設

施設			土砂災害警戒区域等
施設種別	名称	所在地住所	
児童養護施設	遥学園	618-0001 島本町山崎五丁目 3 番 18 号	警戒区域内に近接
情緒障害児短期治療施設	ひびき	618-0001 島本町山崎五丁目 3 番 18 号	警戒区域内に近接
乳児院	大阪水上隣保館乳児院	618-0001 島本町山崎五丁目 3 番 18 号	警戒区域内に近接
幼稚園	山崎幼稚園	618-0001 島本町山崎五丁目 3 番 18 号	警戒区域内
短期入所	在宅養育支援センターみゆき園	618-0001 島本町山崎五丁目 3 番 18 号	警戒区域内
就労継続支援（B型）	！－factory yamazaki	618-0001 島本町山崎五丁目3番 10 号 大阪保育福祉専門学校内	警戒区域内
就労移行支援（一般型）	！－factory yamazaki	618-0001 島本町山崎五丁目3番 10 号 大阪保育福祉専門学校内	警戒区域内
児童発達支援	在宅養育支援センターみゆき園	618-0001 島本町山崎五丁目3番 18 号	警戒区域内
放課後等デイサービス	在宅養育支援センターみゆき園	618-0001 島本町山崎五丁目3番 18 号	警戒区域内
老人福祉施設	弥栄の郷	618-0001 島本町山崎五丁目 3 番 25 号	警戒区域内
老人福祉施設	弥栄の郷デイ・サービスセンター	618-0001 島本町山崎五丁目 3 番 25 号	警戒区域内
老人福祉施設	おあしすデイサービス	618-0024 島本町若山台二丁目 6 番　第 3 号棟第 102 号室	警戒区域内

２．条例等

資料２－１　島本町防災会議条例

島本町防災会議条例

昭和４１年２月１８日
条例第４号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、島本町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

⑴　島本町地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。

⑵　町長の諮問に応じて島本町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務を行うこと。

（会長および委員）

第３条　防災会議は、会長および委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

５　委員は３０名以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

⑴　指定地方行政機関のうちから町長が委嘱する者

⑴の２　陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者

⑵　大阪府の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

⑶　大阪府警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

⑷　町長がその部門の職員のうちから指名する者

⑸　教育長

⑹　消防団長

⑺　地方公共機関または指定地方公共機関のうちから町長が委嘱する者

⑻　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

⑼　前各号に掲げる者のほか、町長が防災に関し必要と認める者

６　前項第７号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、町長が委嘱し、または指名する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（雑則）

第５条　前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、昭和 41 年４月１日から施行する。

附　則(平成 12 年３月９日条例第 11 号)

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則(平成 13 年 10 月３日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料２－２　島本町防災会議委員名簿

島本町防災会議委員名簿

会長　島本町長　　（平成31年４月１日現在）

役員職名	所在地	電話番号
国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所長	〒573-1191 枚方市新町二丁目２番10号	072-843-2861
国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所山崎出張所長	〒569-0003 高槻市上牧町四丁目55番１号	072-669-1916
国土交通省近畿地方整備局 大阪国道事務所長	〒536-0004 大阪市城東区今福西二丁目12番35号	06-6932-1421
農林水産省近畿農政局 大阪府拠点総括農政推進官	〒540-0008 大阪市中央区大手前一丁目5番44号	06-6943-9691
陸上自衛隊第３師団 第36普通科連隊長第４中隊長	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘七丁目１番１号	072-782-0001
大阪府茨木土木事務所長	〒567-0034 茨木市中穂積一丁目３番43号	072-627-1121
大阪府茨木土木事務所 参事兼地域支援・企画課長	〒567-0034 茨木市中穂積一丁目３番43号	072-627-1121
大阪府茨木保健所次長	〒567-8585 茨木市大住町８番11号	072-624-4668
大阪府高槻警察署長	〒569-0077 高槻市野見町２番４号	072-672-1234
島本町副町長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151
島本町総合政策部長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151
島本町総務部長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151
島本町都市創造部長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151
島本町上下水道部長	〒618-0011 島本町広瀬三丁目11番24号	075-962-6306
島本町健康福祉部長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151
島本町消防長	〒618-0024 島本町若山台一丁目２番５号	075-962-1199
島本町教育委員会事務局教育こども部長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151
島本町教育委員会教育長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151

役　員　職　名	所　在　地	電話番号
島　本　町　消　防　団　長	〒618-0024 島本町若山台一丁目２番５号	075-962-1199
西日本旅客鉄道株式会社 高　槻　駅　駅　長	〒569-1116 高槻市白梅町一丁目１番	072-683-3665
西日本電信電話株式会社 京　都　支　店　設　備　部　長	〒604-8172 京都市中京区烏丸三条上ル場之町604	075-241-9416
関西電力株式会社高槻営業所長	〒569-0084 高槻市沢良木町17番３号	072-676-3131
大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー 北東部導管部緊急保安チームマネジャー	〒578-8502 東大阪市稲葉二丁目３番17号	0729-66-5314
阪　急　電　鉄　株　式　会　社 高　槻　市　駅　駅　長	〒569-0071 高槻市城北町二丁目１番18号	072-675-0109
淀川右岸水防事務組合事務局長	〒532-0025 大阪市淀川区新北野町一丁目11番11号	06-6302-8721
高　槻　市　医　師　会 理　事	〒569-0052 高槻市城東町５番１号 市立総合保健福祉センター３階	072-675-1586
島本町自主防災会連絡協議会 会　長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151
島本町民生委員児童委員協議会 会　長	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151
社会福祉法人 島本町社会福祉協議会 事務局長	〒618-0022 島本町桜井三丁目４番１号 島本町ふれあいセンター内	075-962-5417
そ　の　他　第　９　号　委　員	〒618-8570 島本町桜井二丁目１番１号	075-961-5151

資料２－３　島本町災害対策本部条例

島本町災害対策本部条例

昭和４１年2月１８日
条例第５号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第５号）第２３条の２第８項の規定に基づき、島本町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第４条　前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、昭和４１年４月１日から施行する。

資料２－４　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	一　災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 二　学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 三　設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百二十円以内とする。 四　福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 五　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から七日以内
	応急仮設住宅	一　住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。 イ　建設型仮設住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。) (1)　設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 (2)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百五十一万六千円以内とする。 (3)　同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 (4)　福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。 (5)　災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。 (6)　供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。 ロ　借上型仮設住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。) (1)　一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 (2)　災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	完成の日から二年以内
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	一　避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。 二　被災者が直ちに食することができる現物による。 三　支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百三十円以内とする。	災害発生の日から七日以内
	飲料水の供給	一　災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 二　支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又		一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等によ	災害発生の日から

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th></th><th>救助の程度及び方法</th><th>救助の期間</th></tr>
<tr><td>は貸与</td><td></td><td>り一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）又は全島避難等（一定の地域の全ての居住者等が避難等をすることをいう。）により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
イ　被服、寝具及び身の回り品
ロ　日用品
ハ　炊事用具及び食器
ニ　光熱材料
三　支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">季別</th><th colspan="6">世帯区分</th></tr>
<tr><th>一人世帯</th><th>二人世帯</th><th>三人世帯</th><th>四人世帯</th><th>五人世帯</th><th>六人以上一人増すごとに加算する額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td><td>夏季</td><td>円
一八、四〇〇</td><td>円
二三、七〇〇</td><td>円
三四、九〇〇</td><td>円
四一、八〇〇</td><td>円
五二、九〇〇</td><td>円
七、八〇〇</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>三〇、四〇〇</td><td>三九、五〇〇</td><td>五四、九〇〇</td><td>六四、二〇〇</td><td>八〇、八〇〇</td><td>一一、一〇〇</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td><td>夏季</td><td>六、〇〇〇</td><td>八、一〇〇</td><td>一二、一〇〇</td><td>一四、七〇〇</td><td>一八、六〇〇</td><td>二、六〇〇</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>九、八〇〇</td><td>一二、七〇〇</td><td>一八、〇〇〇</td><td>二一、四〇〇</td><td>二七、〇〇〇</td><td>三、五〇〇</td></tr>
</table>
備考　「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。</td><td>十日以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療及び助産</td><td>医療</td><td>一　災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。
二　救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。
三　次の範囲内において行う。
イ　診療
ロ　薬剤又は治療材料の支給
ハ　処置、手術その他の治療及び施術
ニ　病院若しくは診療所又は施術所への収容
ホ　看護
四　支出することができる費用は、次のとおりとする。
イ　救護班による場合　使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費
ロ　病院又は診療所による場合　国民健康保険の診療報酬の額以内
ハ　施術所による場合　協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から十四日以内</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>一　災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。
二　次の範囲内において行う。
イ　分べんの介助</td><td>分べんした日から七日以内</td></tr>
</table>

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
		ロ　分べん前及び分べん後の処置 ハ　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 三　支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ　救護班等による場合　使用した衛生材料等の実費 ロ　助産師による場合　慣行料金の百分の八十以内の額	
被災者の救出		一　災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 二　支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理		一　災害のため住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二　居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 三　支出することができる費用は、一世帯につき五十七万四千円以内とする。	災害発生の日から一月以内
生業に必要な資金の貸与		一　住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 二　生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 三　貸与することができる金額は、次の額以内とする。 イ　生業費　一件につき三万円 ロ　就職支度費　一件につき一万五千円 四　貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から一月以内
学用品の給与		一　住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。)に対して行う。 二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。 イ　教科書 ロ　文房具 ハ　通学用品 三　支出することができる費用は、次の額以内とする。 イ　教科書代 (1)　小学校の児童及び中学校の生徒　教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2)　高等学校等の生徒等　正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ロ　文房具費及び通学用品費 (1)　小学校の児童　一人につき　四千四百円 (2)　中学校の生徒　一人につき　四千七百円 (3)　高等学校等の生徒等　一人につき　五千百円	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬		一　災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 二　次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。 イ　棺(附属品を含む。) ロ　埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ　骨つぼ及び骨箱 三　支出することができる費用は、一体につき大人二十一万二百円以内、小人十六万八千百円以内とする。	災害発生の日から十日以内
死体の捜索		一　災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 二　支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上	災害発生の日から十日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	
死体の処理	一　災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。 二　次の範囲内において行う。 イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ　検案 ハ　死体の一時保存 三　検案は、原則として救護班によって行う。 四　支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき　三千四百円以内 ロ　死体の一時保存のための費用 (1)　既存建物を利用する場合　当該施設の借上費について通常の実費 (2)　既存建物を利用することができない場合　一体につき　五千三百円以内 (3)　ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合　当該地域における通常の実費を加算することができる。 ハ　救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	一　居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 二　支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万五千百円以内とする。	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	一　次の範囲内において行う。 イ　被災者の避難に係る支援 ロ　医療及び助産 ハ　被災者の救出 ニ　飲料水の供給 ホ　死体の捜索 ヘ　死体の処理 ト　救助用物資の整理配分 二　支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

備考　救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

資料２－５　被害状況等報告基準

被害状況等報告基準　（消防庁長官通知）

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。	
その他被害	田畑の被害　流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田畑の被害　冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第 180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第 167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくは水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

被害項目		報告基準
その他被害	港湾	港湾法（昭和25年法律第 218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公共下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）に規定する公共下水道をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	列車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道等で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災者	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料２－６　被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準（Ｈ１３.６.２８　内閣府政策統括官通知）
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 （全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

（注）

（１）　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（２）　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（３）　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料２－７　島本町災害弔慰金の支給等に関する条例

島本町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 61 年 5 月 29 日
条例第 18 号
注　平成 23 年 10 月 13 日条例第 25 号から条文注記入る。

島本町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 50 年条例第 14 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章　総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章　災害弔慰金の支給(第 3 条―第 7 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 8 条・第 9 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付け(第 10 条―第 14 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対し災害障害見舞金を支給し、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸し付け、もつて住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において「災害」とは、法第 2 条に規定する災害をいう。

2　この条例において「住民」とは、災害により被害を受けた当時、本町に居住し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定に基づき住民基本台帳に記録されていた者をいう。

3　この条例において「世帯主」とは、住民であり、かつ、主としてその世帯の生計を維持していた者をいう。

(平 24 条例 3・一部改正)

第 2 章　災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条　町は、住民が令第 1 条に規定する災害(以下、この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(災害弔慰金の額)

第 4 条　災害により死亡した者 1 人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては 500 万円とし、その他の場合にあつては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関しすでに次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 5 条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもがいない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(平23条例25・一部改正)

(災害による死亡の推定)

第6条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限等)

第7条　災害弔慰金の支給の制限については、法第5条の規定によるものとする。

2　町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第8条　町は、住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

2　障害者1人当りの災害障害見舞金の額は、障害者が当該災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用)

第9条　第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第10条　町は、法第10条第1項に規定する災害により同項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付けるものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第11条　災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

イ　住居が半壊した場合　170 万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250 万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつた場合　350 万円

(3)　第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率及び保証人)

第 12 条　災害援護資金は、据置期間経過後における延滞の場合を除き、無利子とする。

2　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

3　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(令元条例 17・一部改正)

(償還等)

第 13 条　災害援護資金の貸付けに係る償還方法、償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項並びに令第 7 条第 3 項及び第 4 項並びに令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。

(令元条例 17・一部改正)

(委任)

第 14 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 61 年 3 月 31 日までの災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(昭和 62 年 3 月 12 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成 3 年 12 月 19 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 8 条第 2 項の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 11 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成 23 年 10 月 13 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則(平成 24 年 3 月 6 日条例第 3 号)

(施行期日)

1　この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(島本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2　第 1 条の規定による改正後の島本町災害弔慰金の支給等に関する条例第 2 条第 2 項の規定の適用につ

いては、当分の間、同項中「記録されていた者」とあるのは、「記録されていた者又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)の規定により登録されていた者」とする。

附　則(令和元年 6 月 28 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料２－８　島本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

島本町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 61 年 5 月 29 日
規則第 4 号
注　令和元年 6 月 28 日規則第 23 号から条文注記入る。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 50 年規則第 6 号)の全部を改正する。

目次

第 1 章　総則(第 1 条)
第 2 章　災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
第 3 章　災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
第 4 章　災害援護資金の貸付け(第 6 条―第 18 条)
附則

第 1 章　総則

(趣旨)

第 1 条　この規則は、島本町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 61 年条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

第 2 章　災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条　町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

(1)　死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
(2)　死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条　町長は、町の区域外で死亡した住民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　町長は、住民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章　災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条　町長は、条例第 8 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別及び生年月日
(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
(3)　障害の種類及び程度に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条　町長は、町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた住民に対し、その状態となつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第６条　条例第10条の規定により災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第２号)を町長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2　災害援護資金借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書

(2)　被害を受けた日の属する前年(当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。)の所得に係る個人の市町村民税の賦課期日において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明

(3)　その他町長が必要とする書類

3　借入申込者は、災害援護資金借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第７条　町長は、災害援護資金借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討した上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定等)

第８条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還の期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第３号)を、借入申込者に交付するものとする。

2　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第４号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第９条　災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第５号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条　町長は、前条の災害援護資金借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第６号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第７号)を、町長に提出しなければならない。

2　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要とする事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第８号)を当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第９号)を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

2　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を、当該借受人に交付するものとする。

3　町長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を、町長に提出しなければならない。

2　前項の災害援護資金償還免除申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証明する書類

3　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条　借受人又は保証人については、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を氏名等変更届（様式第 16 号）により町長に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

（委任）

第 18 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給等の手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 61 年 3 月 31 日までの災害に係る災害弔慰金の支給又は災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則（平成元年 4 月 1 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 12 日規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 6 月 28 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式　略

資料２－９　島本町中小企業事業資金の融資制度の概要

利用資格	町の区域内において、引き続き６箇月以上同一の事業を同一の場所で事業を営み、次のいずれかに該当する小規模企業者。 中小企業信用保険法第２条第２項に定める （１）　常時使用する従業員数が２０人（商業・サービス業は５人）以下の会社、個人 （２）　常時使用する従業員数が２０人以下の医業を主たる事業とする法人 （３）　法に基づく事業協同小組合等
融資の対象としない場合	（１）　農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO 等）などの業種の場合 （２）　原則として、府信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合及び履行を完了していない方の保証人となっている場合 （３）　原則として、府信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に延滞等の債務不履行等がある場合及び債務不履行等がある方の保証人になっている場合 （４）　原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合 （５）　金融機関と取引停止中、又は第１回不渡発生後６ヵ月を経過していない場合 （６）　暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在する場合 （７）　許認可及び登録等を必要とする事業で当該許認可及び登録等を受けていない場合 （８）　融資を受けた資金を転貸資金、転換資金又は投資を目的とする資金に利用する場合 （９）　税金を滞納し、完納できない場合並びに借入金、公共料金及び賃借料等を滞納している場合 （１０）事業に関し、公序良俗に反する行為を行った場合または行うおそれのある場合 （１１）事業に関し、公的法規に違反する行為をなし、又は違反したとみなすべき相当な理由がある場合
融資限度額	４００万円。ただし、本融資と既存の中小企業信用保証協会の保証付き融資との融資残高（根保証は限度額）が、１，２５０万円以内
資金の使途	町の区域内で営む事業に係る運転資金又は設備資金に利用するもの
融資期間・返済方法	３年以内・毎月元金均等分割返済（据置期間６箇月以内）
貸付利率	大阪府市町村連携型融資制度要綱別表第１「融資利率」に定める上限利率マイナス０．１パーセント

申込み・問合せ　島本町都市創造部にぎわい創造課（電話：075-962-2846）